

協同労働（労働者協同組合）について学ぶセミナー資料 2026年度 協同労働という働き方と労働者協同組合法



田嶋康利
一般社団法人協同総合研究所
副理事長



日本労働者協同組合連合会
理事



■ 持続可能で活力ある地域づくりのための「労働者協同組合法」 2022年10月1日に施行！ 190の法人設立（2026年6月1日）

- ・ 全党・全会派の参加・賛同による「議員立法」
- ・ 40年の実践から構想され実現した「市民立法」
- ・ 働くことを地域づくりに結ぶ「非営利団体法」
- ・ 共益と公益をかけ合わせる44年ぶりの「協同組合法」



労働者協同組合法は参議院本会議で全会一致で可決された

※2020年12月制定

「時代が求めた法律」
「コロナ禍に産声をあげたのは歴史の必然」
…社会的期待の高まり。
法制化運動を始めて20年、また40年に渡る全国の仲間の労働者協同組合が結実。

労働者協同組合の設立・活動状況（概要）

令和8年6月1日時点で38都道府県で計**190法人**となっています。

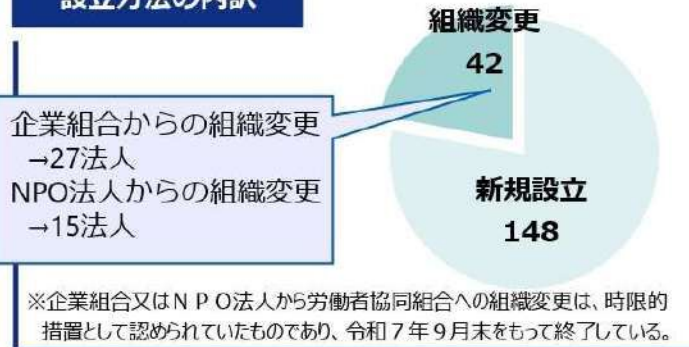
- ※ 北海道、青森県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、熊本県、鹿児島県、沖縄県
- ※ うち、非営利性を徹底した組合であることについて都道府県知事の認定を受けている特定労働者協同組合は16法人

分野の例

- ・高齢者支援
- ・店舗運営
- ・配送
- ・子ども支援
- ・広告物や映像制作、イベント企画
- ・食品製造・販売
- ・障害児・障害者支援
- ・困りごと解決支援
- ・建設・土木・造園（緑化）
- ・家事・清掃
- ・農産物の生産等
- ・人事・コンサルタント業
- ・キャンプ場経営等

※地域の医療・介護・福祉、小売・物流に加え、見守りや家まわりの軽作業等の「暮らしの困りごと支援」といったエッセンシャルサービスを主要な事業とする組合が、全体の約7割を占めている。

設立方法の内訳



(法人数)



つくば労働者協同組合—田んぼの管理・稲作

茨城県初の労働者協同組合として、2024年12月に発起人3名で設立総会を開催。2025年1月に登記。6町5反の田圃を、協同で管理、低農薬の米づくりに取り組む。「農業を足がかりに地域貢献し、地域の活性化につなげることを理念とし、休耕地・耕作放棄地の再稼働、後継者の育成が目的。3年間の助走期間を経て法人化。

共同管理している田圃は地権者から借り上げて（年間23万円）。販売はJAに80%、契約者に15%、直売所5%。

高齢化に伴う田んぼの管理、耕作放棄地の解消の依頼が増えており「重作業は私たち3人で行い、水管理などができる方々を組合員として増やしていく。今後、子どもや若い世代の農業体験もやってみたい」と。つくば市の「労働者協同組合運営費補助金」制度も活用。



2024年10月6日のつくば市役所で「『協同労働について学ぶセミナー』ワークショップ編」に労働者協同組合設立を検討されているメンバー2人が参加。



つくば労協

6町5反の田を3人で共同管理 重作業は3人で、水管理者など増やす

茨城県初の労働者協同組合として、昨年12月、「つくば労働者協同組合」（つくば市）が設立されました。6町5反の田んぼを共同で管理、米づくりに取り組んでいます。ワーカーズコープ連合会田嶋康利専務理事とワーカーズコープ・センター事業団東関東事業本部のメンバー、つくば市市民協働課のみなさんが2月28日につくば労協を訪問。視察し懇談しました。（連合会専務 田嶋康利）

休耕地・耕作放棄地再稼働、後継者育成も

つくば労働者協同組合は、中島史暁さんと兼業農家のメンバーが中心となり、3年の助走期間を経て、昨年12月に発起人3人で設立総会を開き、1月に登記。共同管理している

田んぼは地権者から年間23万円で借り上げ、低農薬での稲作に取り組みます。

「企業を6歳前に退職して家業の農業を継いでいる。担い手が高齢化し、農作業ができ

ない状況が広がって、作付けしない農地が増えていく。なんとか有効活用できないかと考えていたと中島さん。

「農業を足がかりに地域貢献し、地域の活性化につなげることを理念に、休耕地・耕作放棄地の再稼働、後継者の育成に取り組み

うと考え、昨年10月に開かれたつくば市協同労働セミナーのワークショップにも参加し、立ち上げました。

土づくりから育苗、代かき、田植え、本田管理（水の管理、中干しでメタンガスの発生を抑える）、畦畔の除草（病害虫防除）、稲刈り、米の保管・出荷・販売までを行い、米の販売はJAに80%、契約者に15%、直売所に5%の予定。

高齢化に伴う田んぼの管理、耕作放棄地解消の依頼が増えており、「重作業は私たち3人で、水管理などができる方々を組合員として増やしていく。今後、子どもや若い世代の農業体験もやってみよう」と中島さん。体験を通して、組合員も増やしたいと展望。つくば市の助成も活用します。

ワーカーズコープ山口の田んぼづくり、小農講座などにも関心があり、交流を進めていきたい。連合会加盟についても検討していきたい、とのこと。

農業分野での設立相談は千葉県鴨川市からもあります。



共同で管理している田んぼを視察。この後、トラクターでの耕起作業があった（右から2人目が中島さん）

■東京新聞2022年10月1日 労働者協同組合法施行で可能になった「協同労働」「雇わず雇われない」働き方って？ 課題は？

「働く人が自ら出資し、意見を出し合って運営する「協同労働」という新しい働き方を制度化する労働者協同組合法が1日、施行された。うまく機能すれば、主体的に働く喜びや充実感が得られる。一方で、事業の収益化や雇用の維持など、経営基盤をどう安定させるかが課題となる」・

組合員は対等、意見出し合い経営

「同法は、意欲ある人たちが地域の課題に応じた多様な事業を展開しやすくするため、協同労働を担う新たな非営利の法人格「労働者協同組合（労協）」の設置を規定。労協は、①組合員が出資、②組合員の意見を反映、③組合員自ら事業に従事一の基本原則に基づいて運営される。出資口数にかかわらず1人1票の議決権があり、組合員全員が対等な立場で意見を出し合い、事業に反映させられることが大きな特徴となる」。

【編集日誌】「1面から大展開した『ワーカーズコープ』。いきなり大きなうねりとはならないかもしれませんが、働く人が自ら仕事を創り、生き生きと働ける社会は一つの理想です。5面『時代を読む』で哲学者の内山節さんが指摘する『知の支配が生んだ格差』を切り崩す一手かもしれません」。

■日本農業新聞 論説 2022年10月1日

「1人1人が主人公の働き方が始まる。労働者協同組合法が1日施行。みんなで出資し、話し合って運営し共に働く『協同労働』が特徴だ。食や農、福祉など多様な地域の困り事に向き合いサービスを届ける。仕事と暮らしを結び、地域につながりを取り戻す。新しい協同の風を興そう。

…すでに、『協同労働』という働き方は、就労支援、介護や福祉サービス、子ども食堂、耕作放棄地の解消、農産加工や直売所などでさまざまに取り組みられている。

…『協同労働』は、働くこと、仲間とつながること、地域社会で生きることを問いかける。それは新自由主義が招いた貧困と格差、分断と孤立、地方の衰退を食い止め、地域社会の再生を展望する道につながっている。仕事おこしと地域おこしの主人公になるのはあなただ」。



■田村憲久衆議院議員「与党協同労働の法制化に関するワーキングチーム」座長、元厚生労働大臣)からの期待

「労働者協同組合法により、社会がどう変わるか楽しみです。その効力はワーカーズコープの皆さんのところにとどまらず、いろんなところ、いろんな人たちが、こういう形態で働き出す、事業を始める。企業でも、働いている人たちの意識が変わる。みんなで話し合い、一人ひとりの意見を大切にし、地域を大事にしようとする流れが始まると思います。この法律が社会に広がっていくことによって、社会がどう変わっていくか。とても楽しみです。

協同労働というあり方は、本質的にすばらしい理想の働き方だ、めざすべき社会をつくるものなんだ、というのがみんなの共通認識になってきたと思います。この法は一つのツールです、市民がこれを使って、今あるいろんな問題を解決していく。それは、まちづくりそのものになっていきます。市民はすごい道具を手に入れることになります」。

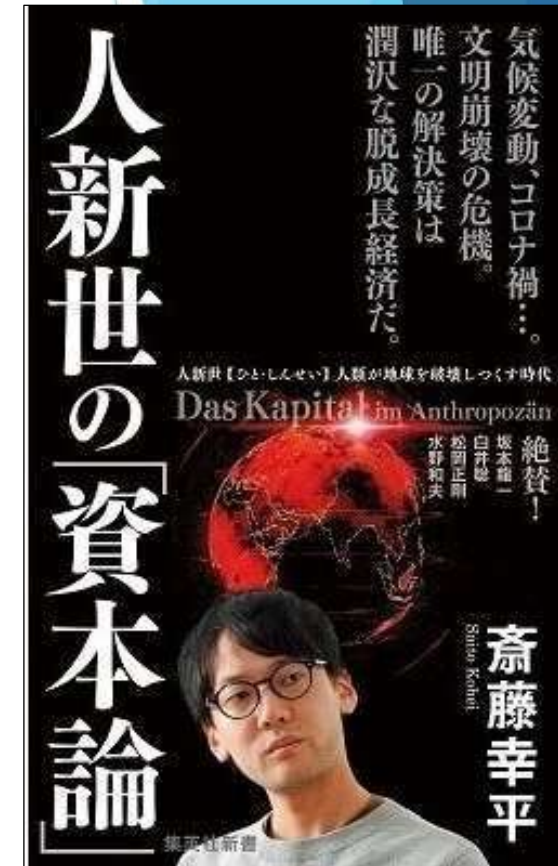


■ 齋藤幸平（東京大学准教授）のワーカーズコープへの期待

「（ワーカーズ・コープの）力点は『自分らしく働くこと』だ。ワーカーズ・コープでは職業訓練と事業運営を通じて、地域社会へ還元していく『社会連帯経済』の促進を目指す。

労働を通じて、地域の長期的な繁栄に重きを置いた投資を計画するのである。これは、生産領域そのものを〈コモン〉（社会の共有財産）にすることで、経済を民主化する試みにほかならない（「『人新世』の資本論」2020年9月）。

「ワーカーズコープとして林業に取り組む人たちに取材しましたが、彼らはみんな話し合いながら、短期的な儲けではなく、地域にとって役立つ仕事は何かを考えながら、主体的に仕事に取り組んでいました。別のところで働いていた頃は、振り分けられた仕事をするのが当たり前だと思っていたけれど、自分たちで仕事を仕立てるところから始めるのは大変だが、やりがいがあると言っていたのが印象的でした」（週プレNews、2021年1月9日）。

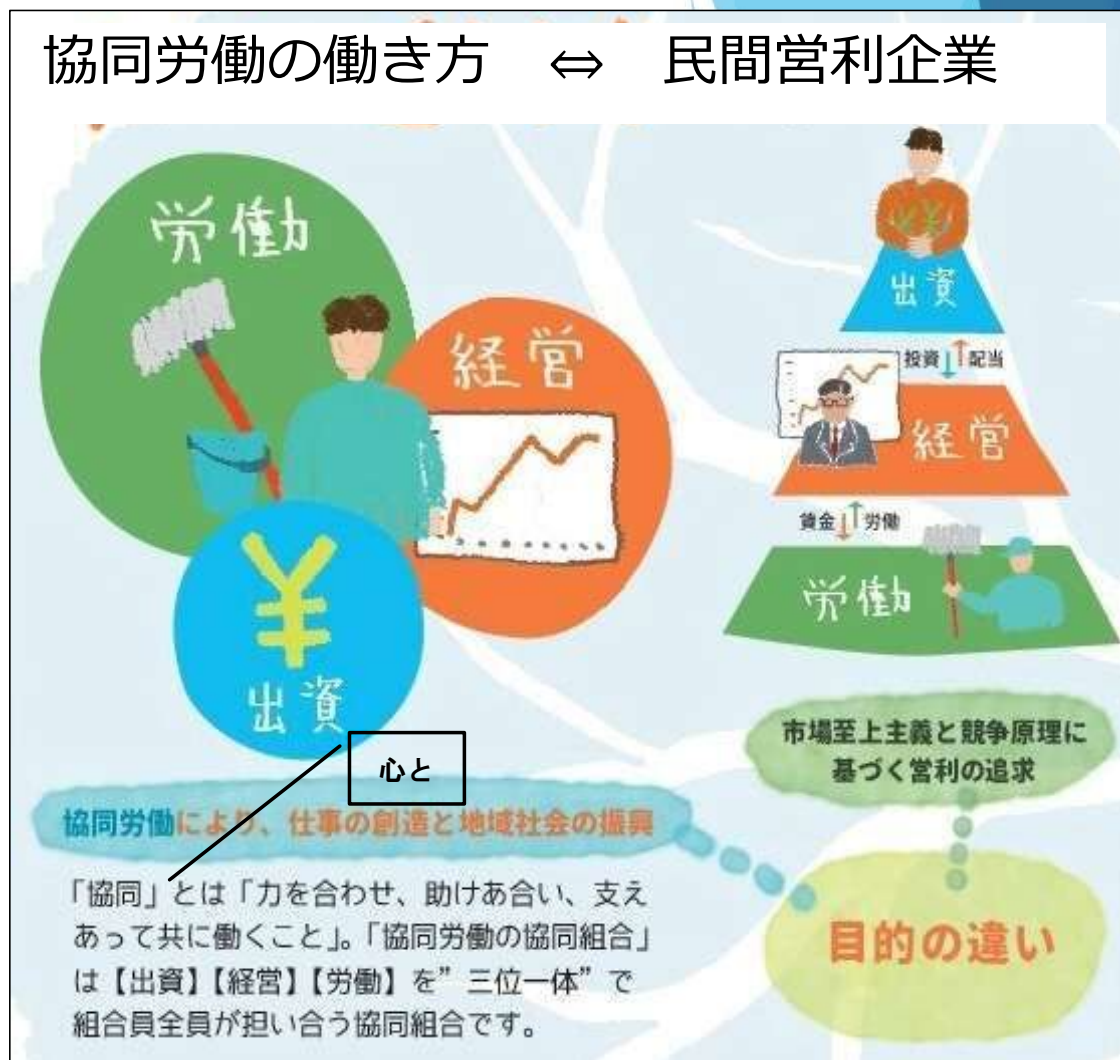


法制化された労働者協同組合、
その働き方である「協同労働」とは何か

■労働者協同組合とその働き方 – 協同労働とは

私たち日本労働者協同組合連合会では、市民や働く者が自ら出資して事業・経営を主体的に担い、話し合いを深め、生活と地域に必要な仕事を協同でおこし、よい仕事へと高める – この“**協同労働**”という働き方に到達するまでに、40年以上にわたる試行錯誤と格闘を重ねてきた。

2015年に策定した私たちの原則の中で、協同労働を「**共に生き、共に働く社会をめざして、市民が協同・連帯して、人と地域に必要な仕事をおこし、よい仕事をし、地域社会の主体者になる働き方**」と位置付けている。



協同労働とは

働く人や市民が**出資**して、主体的に**経営**に参加しながら、生活と地域に応える仕事を協同でおこなう働き方。

「**協同労働**の協同組合」。



労働者協同組合法

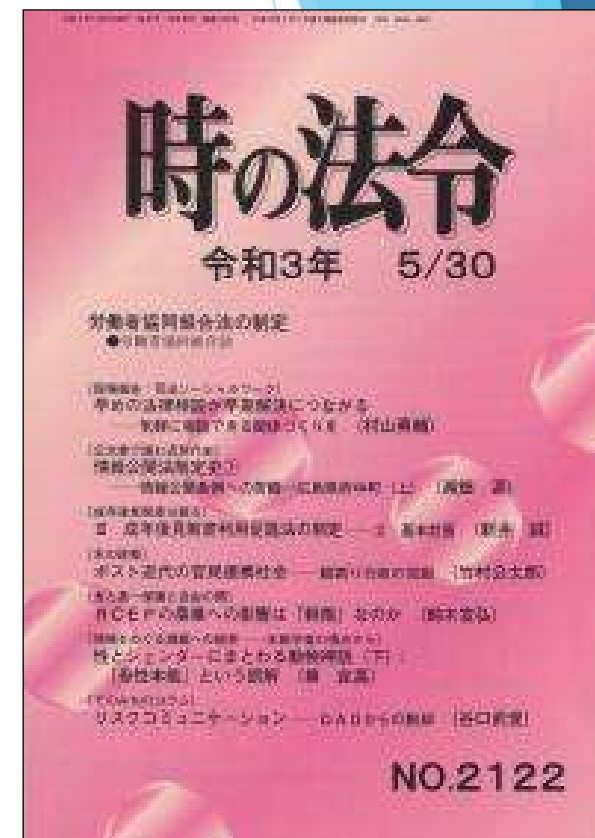


「労働者協同組合法の制定」衆議院法制局第五部一課

「昨年12月に成立した労働者協同組合法は、特定非営利活動促進法（NPO法）と並び、今後の我が国市民社会にとって極めて重大な意義を有する法律」。

「労働者協同組合は、①組合員による出資（出資原則）、②組合員の意見を反映した事業の運営（意見反映原則）、③組合員自らその事業に従事（従事原則）という**協同労働の理念**に従って事業が行われることを主眼とするものであり、労働者協同組合法では、これらの3つの原則を基本原理と位置付けるとともに、その趣旨を支え、あるいは具体化した規定を設けることで、**協同労働の理念**に従って事業が行われることを法律上担保しています。

この点が、他の協同組合やNPO法人との大きな違いといえます」。



「時の法令」（株）朝陽会、
2021年5月30日

協同労働の可能性

はたらきにくさ

- 障がい者支援・農福連携
- 若者支援 若者の強みを生かした仕事づくり
- 包摂力のある職場づくり（どんな分野の仕事でも）

社会的排除

- 居場所づくり（みんなのおうち）
- 介護保険以外の支え合い事業

非正規労働

- ディーセントワーク（働きがいのある人間らしい仕事）
- 高齢期の仕事おこし

SDGs

- 環境、社会、経済の調和
- 自然エネルギー
- エシカルな活動（環境保全、フェアトレード等）

人口減少
地方創生

- 持続可能性の高い地域経済（自給循環、継業）
- 自治会、町内会の維持、発展
- 第一次産業の維持、発展

持続可能で活力ある地域社会の実現

■協同組合とは

「協同組合とは、人々の自治的な協同組織であり、人々が共通の経済的・社会的・文化的ニーズと願いを実現するために自主的に手をつなぎ、事業体を共同で所有し、民主的な管理運営を行うもの」（国際協同組合同盟：ICAの定義）。

ICAには、**109か国から312の協同組合が加盟**（2018年10月時点）。組合員の総数は約12億人、年間事業規模250兆円（トップ300の協同組合の合計）。

2012年に続いて、**2025年が国連の国際協同組合年**に、2016年にはユネスコの無形文化遺産に登録。イギリスでは、産業社会の到来に対して、株式会社の法制化（1856年）の5年前に協同組合が法制化。

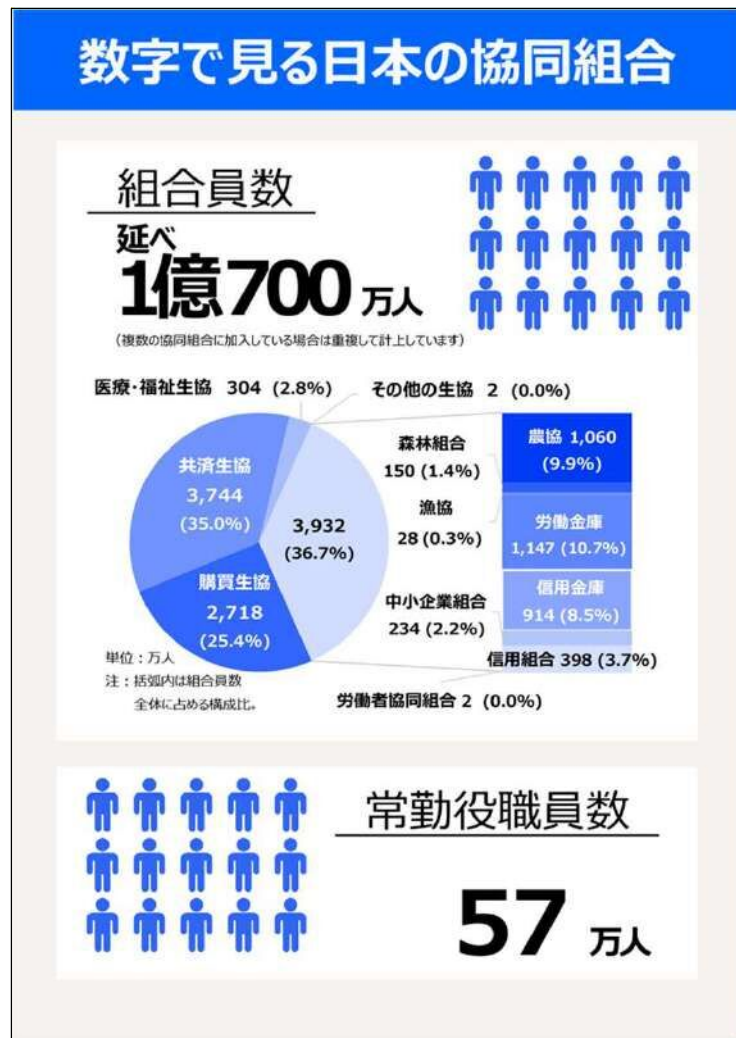


ロッチデール先駆者協同組合の最初の店舗
（近代的協同組合の発祥）。

「組合員の社会的・知的向上」「一人一票による民主的な運営」「取引高に応じた剰余金の分配」などを掲げ1844年12月にイギリスのランシャーに最初の労働者の生協の店舗が開設された。

日本には、農協や生協、漁協、労働金庫、こくみん共済コープ、信用組合、森林組合、労働者協同組合などの協同組合が存在し、延べ約1億700万人が組合員。

業種は、農林水産業・購買・金融・共済・就労創出・福祉・医療・旅行・住宅など。2018年に日本の協同組合が一堂に集まり、持続可能な地域と仕事を協同組合の協同の力でつくることを目的に「日本協同組合連携機構」(JCA)を結成。



■ 協同組合と株式会社の基本理念・運営方法の違い

	協同組合	株式会社
1. 目的	組合員として自らの事業を利用する (非営利) 事業の利用による生活の安定、生活文化の向上	株主が利潤の配当や株の値上がりを期待 (営利)
2. 誰のものか (所有)	組合員は自然人が基本 (人の結合体)	株主は自然人に限定されず、法人も可 (資本の結合体)
3. 誰によって (運営と利用)	出資者・利用者・運営者 = 組合員 日常の組合員参加による運営 一人一票の議決権	出資者・利用者・運営者が一致しない 経営部門が分離し、株主は日常運営に通常参加しない 株数に応じた議決権
4. 財務面の特色	出資配当に制限がある 剰余金の利用高配当を行う場合がある	利潤の配当には制限がない 利用者に対する配当は特にない

出典：日本協同組合連携機構編「新協同組合とは-そのあゆみとしくみ」

■世界の労働者協同組合

世界では**1,115万人**が**労働者協同組合**に組合員として参加（就労者約2000万人）し、その活動は多岐にわたる。欧州では、15カ国で130万人の労働者を雇用する5万の労働者協同組合企業が存在。工業・手工業、サービス業、建設、社会サービス、文化教育などの事業領域。

G7諸国で最後に設立された日本の労働者協同組合法。韓国では、2012年に協同組合基本法が施行され、新たに協同組合が2万5千を超える団体が設立、7割が稼働。2018年度、雇用者数（賃金労働者＋有給型役員）は3万1,335人。

2021年11月29日、欧州、南北アメリカに続いて、アジア・太平洋地域に、日本労協連が主導して8カ国から10団体が参加して労働者協同組合の国際ネットワーク（CICOPA-AP：アジア太平洋）を立ち上げ。



スペインの労働者協同組合
（17,140組織、30万人の組合員労働者、その他50万人）。サービス関連事業（高齢・障害ケア・心理カウンセラー、学校）、文化・芸術、建築など多岐にわたり、社会的連帯経済の主要な担い手（工藤律子「スペイン『労働者協同組合』の最前線」、雑誌世界203年4月号）。

■国内の「協同労働」で働く人々と組織

- ①日本労働者協同組合連合会 失業当事者の就労創出の運動から出発（40年余の歴史、1万6千人が就労、388億円：2024年度）。
 - ②ワーカーズ・コレクティブネットワークジャパン（WNJ）生活クラブ生協などの女性たちの社会貢献事業として出発（320団体（労協法人42）、7千人、140億円）。
 - ③障害のある人びとの就労創出に取り組む団体 NPO法人共同連（わけない、切らない、共に働くを掲げ社会的協同組合をめざしている）、浦河べてるの家（北海道浦河町にある当事者団体、当事者研究等を実施）など。
 - ④農村女性起業（農村女性ワーカーズ）農産物の加工、直売所、レストラン等（個人・団体で9,757起業（個人4,473、団体5,284：2022年度）。法人が1,554、2016年度農水省調べでは法人1,554。
 - ⑤住民出資による「共同売店」の起業 農協の合併などによりJA店舗の撤退した跡地に、地域住民が出資して起業（西日本・九州に多い）。ガソリンスタンドや食材、日用品などを販売。当番制を用いて運営をしているところも。
- ※実態として、およそ10万人の就労、40年の歴史、1,000億の事業規模。協同労働の法制化の社会的根拠。

■日本労働者協同組合連合会の概要（2024年度）

- ◎事業規模 388億円
- ◎就労者数 約1万6千人
- ◎加盟組織 50団体（正会員25、準会員25：内5が労協法人、2026年4月）。

労働者協同組合法人の正会員と、NPO法人、一般社団法人、社会福祉法人（浦河べてるの家、越前自立支援協会など）などの準会員で構成。

◎関連組織

（一社）日本社会連帯機構、（一社）協同総合研究所、（一財）協同労働くらしとしごと。

◎連携組織

日本協同組合連携機構（JCA）、国際協同組合同盟（ICA）、労働者福祉中央協議会（中央労福協）、東京商工会議所などに加盟。

◎ホームページ <https://jwcu.coop/>

●最大規模会員組織
労働者協同組合ワーカーズ
コープ・センター事業団
（全国組織の労働者協同組合のモデルとして、連合会が1987年に立ち上げ）

- ・事業高 260億1千万円
- ・組合員 8千人
- ・就労者数約 1万人
- ・全国に21の事業本部（北海道から、九州・沖縄まで）
- ・全国に約450の事業所

◆労働者協同組合の事業領域

～制度をこえて、生活と地域の必要に応える仕事を自らの手で～

①協同組合連携

建物管理、清掃、ハウスクリーニング、物流…

②共生ケア

高齢者介護、障がい者介護、高齢障がい者施設…

③子ども・子育てケア

保育園、学童保育、児童館、放課後等デイ…

④公共施設の運営

市民活動センター、コミュニティ施設、高齢者福祉センター、

⑤自立・就労ケア

生保・困窮者支援、若者支援、就労支援、自立援助ホーム、職業訓練…

⑥地域生活産業

配食、食堂、住まい、BDF、環境保全型(農業、林業、緑化)…

⑦社会連帯

フードバンク、子ども食堂、居場所づくり…小農森林ワーカーズ



■労働者協同組合の原理・原則

1. 働く人は出資をして組合員になる 多くの労働者協同組合は、一人一口5万円出資、自らの給与2か月分の増資に取り組んでいる。出資は、①一人一票の議決権を持ち、対等平等の関係の基礎、②経営に対する参加意識の自覚を高める、③必要な資金を自らの手を出し合うことで、他からの支配を受けず、〈自立した経営基盤〉をつくる。

2. 話し合いを大切に、よい仕事と仕事おこしを進める 一人ひとりが民主的に経営に参加して、話し合いを深め、生活と地域に必要な仕事をおこし、よい仕事へと高めていく。これを『全組合員経営』として取り組んでいる。

3. 一人ひとりの人間的成長と発達、持続可能な地域づくりをめざして共に働く協同労働による「よい仕事」を通して人間的に成長発達する－この格闘の歴史。

■労働者協同組合が大切にしている価値

1. 先人たちの思いと伝統を引き継ぐ・・・「失業と貧乏をなくし、戦争に反対する」

2. 協同組合として大切にしている価値・人間観

①人間の主体性への信頼、当事者性の尊重、②協同の価値－多様性、ちがいを認め合って協同する、③コミュニティへの関与、未来への責任。

自分たちだけの利益ではない－社会変革、社会連帯の思想を大切に、地域、社会の必要に応え、仕事をおこす。

■ 「労働者協同組合」法制化への経緯の中で – 賛同と支援

◎ 950を超える地方議会での法律の早期制定決議

◎ 協同組合（日本協同組合連携機構：JCA）や労働者福祉中央協議会の賛同と支援。

◎ 与党協同労働の法制化に関するワーキングチームの十数度にわたる実務者会議で、当事者団体である労協連やWNJの意見を丁寧に聞き取っていただき、実態に即した法案作成作業を“共同作業”として行っていただいたこと。

◎ 超党派「協同組合振興研究」議員連盟やWTの国会議員、厚生労働省などの官僚の方々が、ワーカーズコープの事業所・現場を視察いただき、組合員の声と姿に直接接触し、職場で主体的に働く仲間の姿が、困難を抱える当事者や地域住民を突き動かしているという実践に感動し、法制化の必要を強く確信していただいたこと。

法制定後、法の活用を推進する目的で超党派「協同労働推進議員連盟」が発足。

◎ 衆議院法制局による、あらゆる批判に応えられる水準の法案を作成するとの決意。

労働者協同組合法のポイント

法の全文は、こちらのサイトから

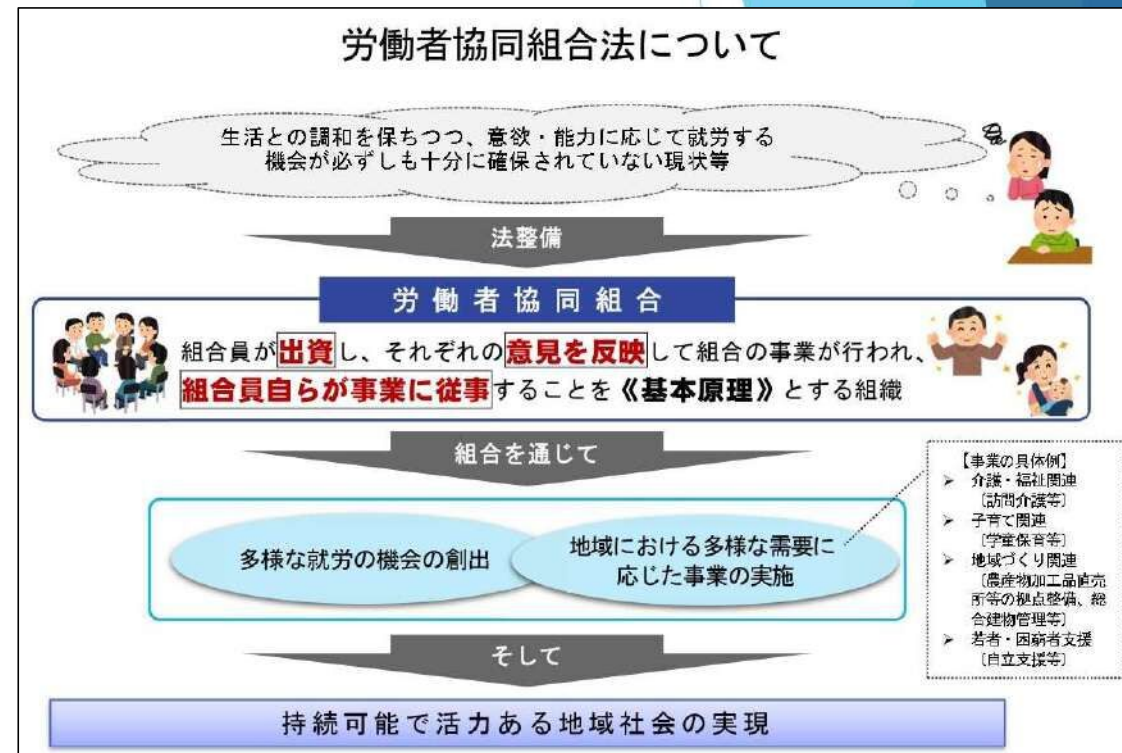
https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=502AC0000000078_20221210_0000000000000000

■法の目的（第1条）

「この法律は、各人が生活との調和を保ちつつその意欲及び能力に応じて就労する機会が必ずしも十分に確保されていない現状等を踏まえ、

組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、及び組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織に関し、設立、管理その他必要な事項を定めること等により、

多様な就労の機会を創出することを促進するとともに、当該組織を通じて地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進し、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とする」



◎基本原則としての意見反映原則

「組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、及び組合員自らが事業に従事することを基本原則とする組織」。

※意見反映原則とは「組合員による出資、労働（、経営者としてではないが、『共益権の行使』を通じての経営参加）が一体となった協同組合組織」（衆議院法制局）を規定した原則。

ワーカーズコープの『全組合員経営』が基本に置かれている。

「**共益権**とは、組合員が組合の意思決定に参加し、組合の事業活動を**是正・監督する権利**。組合員が**組合の意思決定に参加**することが担保されている」（法制局）。

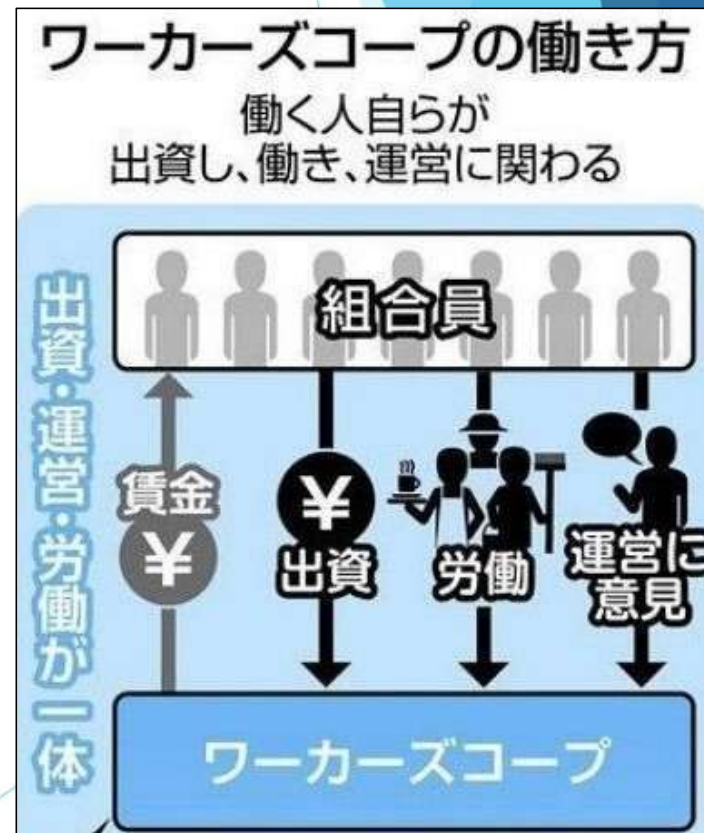
※意見反映に係る法律の条文

◎第3条2 その事業を行うに当たり組合員の意見が適切に反映されること。

◎第29条 組合の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

12 組合員の意見を反映させる方策に関する規定

◎第66条 理事は、各事業年度に係る組合員の意見を反映させる方策の実施の状況及びその結果を、通常総会に報告しなければならない。



「意見反映」とは「全組合員経営」～ワーカーズコープの場合

どうしたら、一人ひとりが当事者性を高め、力を発揮し、主体者として成長
発達できるのか

- ①出資して組合員になる：自分たちでつくり出す、一人一票・・・対等平等の
関係の基礎
- ②よい仕事の探求：利用者や地域にとって何が必要か、最善なのかをまん中
にすえて
- ③話し合いを大切に：思っていることが言い合える。安心して自分を出せる。
弱さや違いを認め合い、お互いを生かし合う、排除しない
- ④経営を自分ごとに：働き方を自分たちで決められる。情報を共有し経営を
みんなで担う
- ⑤まずはやってみる：一步を踏み出すことを大切に。失敗や苦勞の経験から
学び成長する
- ⑥利用者や住民と共に：お客様にしない。誰もが自らの暮らしと地域をつく
る主人公に

「意見反映（話し合い）」の深まりが地域づくりに生かされる

利用者や地域の声を聴きとり、その願いと困難に寄りそい、一緒に考え、話し合い、力を合わせて実らせる働き方が人々の力をひき出す

- 利用者や社会的困難を抱える仲間も、共に地域の支え手に
- 地域の方々も協同労働で元気に～地域のことは自分たちの手で！

協同労働の実感を語る組合員の言葉

「利用者や地域のために働ける」「願いをかなえる働き方」
「ないならつくっちゃえ！」「1人の“困った”をみんなの“よかった”に」「自分たちで決められる」「安心して自分が出せる」
「話し合うことをあきらめない」「社会は自分たちの手で変えられる」

協同労働の職場づくりの指針

「存在目的の共有」「誰でもが安心できる場」「話し合いを深める」
「経営を自分ごとにする」「利用者、住民と共に地域づくりを」

■労働者協同組合法のポイント

①法の目的 多様な就労機会と地域の需要に応える仕事づくり、持続可能で活力ある地域社会の実現

②基本原理 出資・意見反映・事業従事（労働）の3つの原則を基本原理とする

③民主主義 一人一票の平等な議決権、選挙権、定款、就業規則、役員、労働条件、利益処分、事業計画などを共同決定する

④準則主義 意志があれば誰もが届け出で設立できる（3人以上の発起人）

⑤事業領域 労働者派遣業以外すべての事業領域が可能、地域にも制限なし

⑥労働者性組合員は、組合と労働契約を結び労働法制が適用される（代表理事、監事などは除く）

⑦非営利性 営利を目的として事業を行ってはならない（配当を第一義としない）。

事業剰余は法定準備金（1/10以上）、就労創出の積立金（1/20以上）、教育繰越金（1/20以上）の積立て後に、従事分量分配が可能。出資配当は不可）

その他

- 総組合員の4/5以上は事業に従事し、事業に従事する3/4以上は組合員
- 理事会必置（3人以上）
小規模組合（20人以下）での組合員 監査会の設置
- 所轄官庁は単位組合は都道府県知事、連合会は厚生労働省
- 法の施行は成立・公布後2年以内、5年後に見直し
- 企業組合法人、NPO法人からの移行措置が規定され、施行後3年以内

労働者協同組合法の特徴と制定の意義

- ①時代の要請に応え「持続可能で活力ある地域社会の実現」を目的に掲げたこと。
- ②主体である労働者の主権を明確にしたこと
「基本原理」と意見反映原則、持続可能な地域づくりの主体者たろうとする新しい労働者像を社会に提起し、制度化したこと。

労働者協同組合法の一部改正（2022年6月13日成立） （「非営利性を徹底」した新類型「特定労働者協同組合」）

①認定(都道府県)の基準

- ・ 非営利を徹底する旨の定款
 剰余金の配当を行わない、解散時の残余財産の国庫等への帰属
- ・ 定款違反行為のないこと
- ・ 理事の親族等関係者が理事総数の1/3以下
- ・ 必要書類の提出と公開 貸借対照表、定款、役員名簿、損益計算書、役員報酬・給与等規程
- ・ 外部監事の設置

②認定の取り消し、罰則等の規定

③税制上の取り扱いを、特定労協法人については、公益法人等、非営利型一般社団、NPO並びとする。

※ちなみに、労協法人は普通法人。

法人格	労働者協同組合法	NPO法人	一般社団法人	企業組合	株式会社
根拠法	労働者協同組合法	特定非営利活動促進法	一般社団法人および一般財団法人に関する法律	中小企業等協同組合法	新会社法（2005年6月）
基本的な考え方	組合員が出資し、事業運営に組合員の意見が反映され、事業に従事することを基本原理とする。（非営利法人）	市民参加に力点が置かれた法人。行政とは異なるパブリックの空間をつくる（非営利法人）	法人格の取得と税の優遇を受ける。税の優遇のない簡易な非営利法人制度の創設（非営利法人）	個々の経験や技能を経営資源として、事業と職場を同時に創り出す。営利追求ができる（営利法人）	営利追求ができる（営利法人）
出資	可能	不可	不可	可能	株式
事業内容	労働者派遣事業を除くあらゆる事業	20の分野の特定非営利事業、その他の事業	公益事業 収益事業	商業・工業・鉱業・運送業・サービス業等の事業経営	あらゆる事業
設立時構成員	3人以上	10人以上	2人以上	4人以上	1人以上
労働者	組合員（組合と労働契約）	従業員 法人代表者に雇用される者	従業員 法人代表者に雇用される者	組合員（個人加入）	従業員
構成員	組合員	社員（正会員） 賛助会員	社員※名称は自由例）正会員、一般会員、賛助会員	組合員	株主
議決権	組合員1人につき1議決権	1会員1議決権	原則として1会員1議決権	組合員1人につき1議決権	株式数に応じる
設立手続き	準則主義 （設立登記のみ）	認証主義 （所轄庁の認証が必要）	準則主義 （設立登記のみ）	認可主義 （設立登記）	準則主義 設立登記のみ

労働者協同組合法のポイント

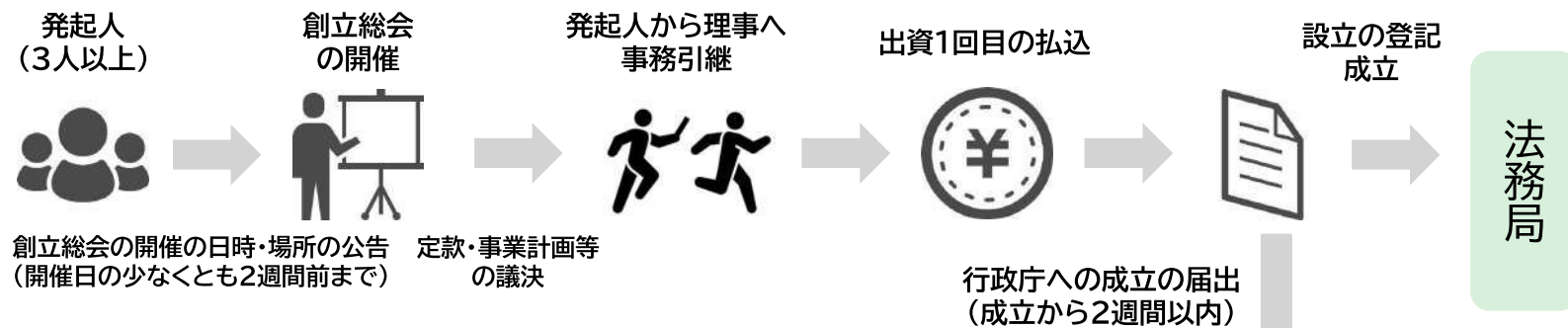
性格	協同組合法人（非営利法人）
基本原理	① 組合員が 出資 すること。 ② その事業を行うに当たり 組合員の意見が適切に反映されること 。 ③ 組合員が組合の行う事業に 従事 すること。
通則	① 組合員との間で 労働契約を締結（代表理事、監事などの役員を除く） 。 ② 組合員の議決権・選挙権は出資口数にかかわらず 平等（一人一票） 。 ③ 労働契約を締結する組合員が 総組合員の議決権の過半数を保有すること 。 ④ 剰余金配当は組合員が組合の事業に従事した程度に応じて行う（出資配当なし）
事業	地域と事業領域に制限なし （持続可能で活力ある地域社会の実現に資する事業・労働者派遣事業不可）
事業従事者の 人数要件	① 総組合員の 5分の4以上 の数の組合員は事業従事。 ② 組合の行う事業に従事する者の 4分の3以上 は組合員。 ※障害者総合支援法の就労継続支援A型の利用者は、組合員となれるが②の条項には算入されない。
組合員	① 組合員は、出資一口以上を有し、出資一口の金額は均一でなければならないこと。 ② 組合員の責任は、その出資額を限度にする。 ③ 組合員の持分は、譲渡することができない。
設立	準則主義・3人以上の発起人

労働者協同組合法のポイント

管理	<ul style="list-style-type: none"> ① 定款及び規約に関する所要の規定を整備すること。 ② 組合に、役員として理事（3人以上）及び監事（1人以上）を置くこと。 ③ 理事は、組合員でなければならないこと。 ④ 総数が一定の基準（1,000人以上）を超える組合は、外部監事（1人以上）を置く。 ⑤ 組合員の総数が 20 人を超えない組合には、理事以外の全ての組合員をもって組織する組合員監査会（3人以上）の設置可能。
総会等	<ul style="list-style-type: none"> ① <u>各事業年度に係る組合員の意見を反映させる方策の実施の状況及びその結果並びに就業規則の作成又は労使協定の締結等の内容を総会で報告。</u> ② 組合員の総数が 200 人を超える組合は、総会に代わる総代会の設置可能
会計	<ul style="list-style-type: none"> ① 定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の 10 分の 1 以上を準備金として積み立てる。 ② 毎事業年度の剰余金の 20 分の 1 以上を就労創出等積立金に。 ③ 毎事業年度の剰余金の 20 分の 1 以上を教育繰越金として次年度に繰り越す。
行政庁の監督	行政庁（単協：都道府県知事、連合会：厚生労働大臣）による報告の徴取
その他	<ul style="list-style-type: none"> ① 公布後2年以内の施行 ② 組織変更特例措置（企業組合・NPOから労働者協同組合への移行措置／3年） ③ 施行から5年後に見直し

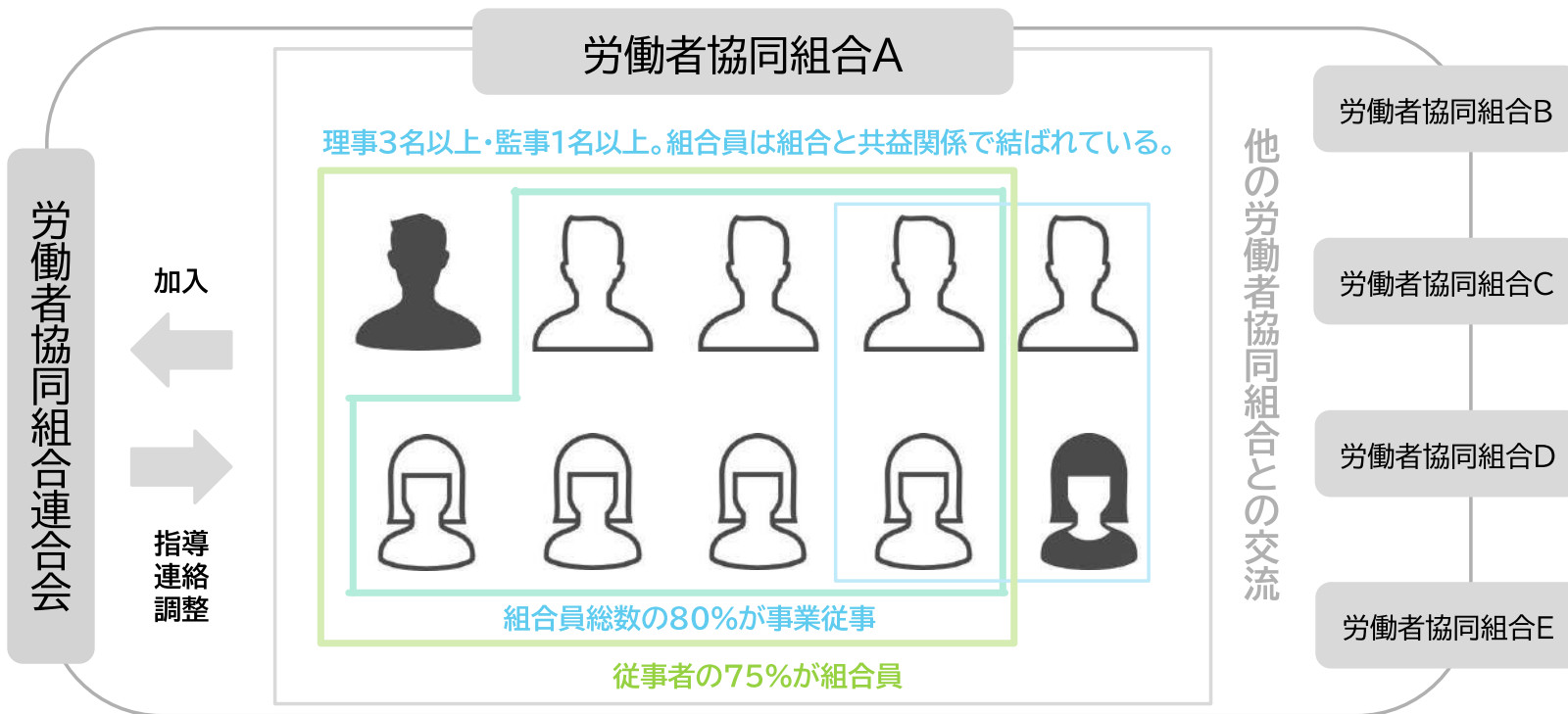
設立から運営・事業報告までの流れ

設立編



運営編

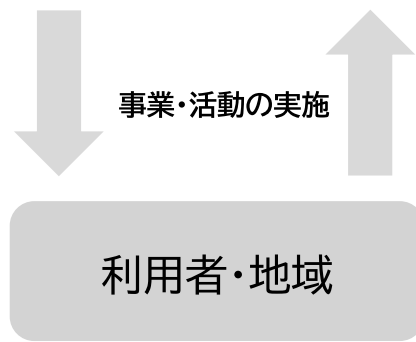





※白抜き=組合員、黒抜き=非組合員

10名で構成される労働者協同組合の場合
(組合員8名・非組合員2名)

- ①組合員総数の80%が事業従事 = **7名**
- ②従事者の75%以上が組合員
8名が事業従事者として6名以上



持続可能で活力ある地域
社会の実現に資する事業



労働者協同組合法の施行
—新たなワークスコープの設立状況

■新たに設立された労働者協同組合・協同労働団体の事業領域

- ◎野営キャンプ場の運営
- ◎葬祭業、成年後見サポート
- ◎子どものメディア制作体験
- ◎地域集落の活性化－地元産鮮魚販売、配食
- ◎コミュニティカフェ・音楽フェス・イベント
- ◎農業など第一次産業と加工・製造・販売
- ◎介護・子育てなどのソーシャルワーク
- ◎家事代行サービス／傾聴
- ◎造園・緑化、営繕・修理／空き家管理
- ◎生活困窮者支援と就労創出支援
- ◎フリースクールなどの児童の居場所
- ◎障害のある児童の居場所づくり
- ◎歯科・IT・酒蔵、製造業など
- ◎シェア型書店（共同書店）
- ◎公共交通：ライドシェア

2026年6月1日時点で1都1道2府34県で計190法人が設立。

北海道、青森県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、石川県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、福岡県、佐賀県、熊本県、鹿児島県、沖縄県。

組織変更42、新規設立148。

うち、都道府県知事の認定を受けている特定労働者協同組合は14法人。

■新たに設立された労働者協同組合から見えるテーマ・可能性

(1) 困難や障害、不登校・ひきこもりなど生きづらさを抱える子どもや若者たちの、“共にはたらく”場としてのオルタナティブな学びの場、フリースクールの広がり ⇒ 今後、共にはたらく場づくりに

(2) 中山間地域や過疎地をはじめ、地域や集落などを基礎にして農林業などの第一次産業とその製造・加工・販売などの6次産業化

(3) 地域資源を生かした持続可能な環境保全、また自然体験など子どもから若者、高齢者が集う場づくり交流拠点づくり

(4) 企業や組織の退職後の高齢期を地域でどう生きるのか、“シニア世代”の健康や生きがい・仕事おこし～シニアワーカーズコープ

(5) 子育てや高齢者ケアの専門職が集い、当事者主体・地域づくりに向かう“コミュニティケア”の創造へ、～介護保険や障害者総合支援制度の活用

※ (2) (3) においては、それぞれが生業を持ちながら、兼業・副業として労働者協同組合を立ち上げるケースも。(1) (5) の介護保険などの制度事業を行う場合は元手となる立ち上げ時の資本をどう確保するのが課題に。

労働者協同組合コモンウェーブ（三重県鈴鹿市、2022年10月20日設立）

子どもの不登校の経験を契機として、地域のNPO法人の事務所を借りてフリースペースを開催、畑やアスレチックなどの体験活動を展開してきた代表理事の山浦さん。2021年よりNPO法人のスタッフとして、困窮ひとり親家庭への食料訪問配布事業に取り組む中で、困窮ひとり親家庭+不登校+発達障害の複合的課題を抱える子どもたちが社会から孤立していることを知る。ボランティアで支えることはできないと思い、フリースクール併設型の放課後等デイサービスを立ち上げ、2022年10月20日に労働者協同組合を設立。2025年現在、11人（常勤3、非常勤8）+非組合員4人で運営。放デイ利用者の8割が不登校経験者、スタッフにも不登校経験者や当事者が多い。

「斎藤幸平の『人新世』の資本論」を読んでいたところ、これが良いなと思っていたところ、労働者協同組合法が成立したことを知り、立ち上げた」と語る。



「労働者協同組合法は、地域に安心して暮らせるコミュニティをつくることができる。それは地域力の再生につながり、資本主義経済から距離を置くことができる。お金に依存しない暮らし、誰もが自分らしく尊厳を持って生きていくことが可能になる。労働者協同組合法は、私にとって未来への希望だと思っている」と山浦さん。

宮古島の狩俣集落－自治会を母体にワーカーズコープ立ち上げ

宮古島の狩俣自治会では、少子高齢化（人口460人中18歳以下は40人）により集落消滅の危機が迫る中で、持続可能な地域をめざして、太陽光発電で充電した電気自動車による通学や高齢者の通院などの送迎、休園していた幼稚園の再開を実現し、給食づくりを有志でサポート。売り物として扱われなかった地元産の魚の販売を買い取り、総菜として販売する漁業の6次産業化、後継者不足に悩むサトウキビ畑の管理などの事業を、自治会の役員ら展開。自治会の事業にもかかわらず法人格がないため個人名義の事業となっていた。



住民から人気のある魚の直売＝沖縄県宮古島市



幼稚園の給食作りを見守る國仲会長◎＝沖縄・宮古島市

「2021年11月ワーカーズコープを招いた学習会で『自分たちが求めていたカタチとぴったりで、すぐに設立を決めた』『一人ひとりが経営者みたいだ』『若い世代が戻りたいと思える地域づくりへ、労協を最大限活用したい』と」。4月には任意団体「かりまた共働組合」を設立、11月7日に「労働者協同組合かりまた共働組合」の設立総会、組合員9人（公明新聞10月13日、朝日新聞10月31日参照）。

労働者協同組合チャイルドセンター彩葉：福井県鯖江市

2020年に設立された、就労継続支援B型事業などを行う一般社団法人「つくろお日さまの杜」を母体に、放課後等デイサービス・児童発達支援事業、子どもや若者が安心できるフリースペース等を運営する労働者協同組合「チャイルドセンター彩葉(いろは)」を設立。

2024年より「お日さまの杜」の活動を通じて、安心して過ごし生きる力と夢を育むことができる居場所をつくる必要があると決意。相談支援員や保育士、「お日さまの杜」職員が参加し、日本労協連やワーカーズコープ福井事業所の支援も受け、労協での設立を検討。

2024年11月13日に設立総会を開催。「労協法の意見反映原則は福祉事業をより適切に運営する上で不可欠。お互いが認め合い対等で風通しのよい関係性は利用者も働く組合員も自らの人生を生きる上で土台となる」と青竹代表理事。開業資金のためクラウドファンディングを実施。2025年4月より4人の組合員で事業開始。



2025年3月15日の開所式に、鯖江市長、福井県産業労働部副部長、ふくい協同労働推進ネットワーク会議代表の北出順子さん（福井大学・准教授）、ワーカーズコープ福井事業所副所長も参加。

労働者協同組合共同助産所お産子の家（滋賀県東近江市）

お産子の家は、築50年の庭師の民家を改装した建屋で運営、2021年4月に6人で設立。立ち上げ資金確保のため休眠預金なども活用し、現在30～70代の8人が組合員となり参加。共同助産所という形は全国的にもめずらしく、また労働者協同組合での設立も全国ではじめて。2025年7月に特定労働者協同組合の認定を受けた。

産後ケアも自治体から受託運営している。メンバーは、自分の「屋号」を持っている開業助産師が7人、クリニック非常勤勤務が1人、それぞれが副業として共同助産所に参加。

前史は、1994年4月に「お産＆子育てを支える会」（任意団体）を立ち上げ、一対一で対応できるバースセンター、助産院をつくりたいと言っていた。その思いを引き継いで立ち上げた。



労働者協同組合の法人を選択した理由は、助産所を運営するには情報の共有が必要で、話し合いのもとで進めるため、そこがぴったりきた。

「これ、私らやんか」との思いで決めた。通常の助産院と違って一人ひとりが対等の関係で働くことができ、雇われている感覚はなく、自立した助産師の集まりになっている。

労働者協同組合鮭酒造（千葉県多古町）

千葉県多古町の風物にほれ込んだ異業種の有志5人が労働者協同組合「鮭酒造」を2024年11月11日に設立し、2029年を目標に、醸造所を開く。

10年ほど前に町へ移り住んだ稲作農家で、代表の大橋誠さんが、出身、職業、年齢の異なる4人に声をかけ設立。新たな日本酒の酒造免許を取得することは困難だが、2029年を目標に地元産のコメを主原料にした「クラフトサケ」の酒蔵づくりをめざして、無農薬の米をつくり、知り合いの酒蔵を借りて酒を仕込み、クラウドファンディングに取り組みんでいる。

労働者協同組合は、大橋さんはNHKの「欲望の資本主義」を観て経済学者の斎藤幸平さんを知り、「人新世の『資本論』」を読んで感銘を受け、そこから知ったとのこと。

酒蔵の設備を一定期間貸し出し、お好みの酵母や原料でオリジナルの酒をつくる体験を提供し、酒造りの楽しさを伝えるとともに、酒蔵を社会の共有財産にすることで、来たい人が自由に来てもらい、憩える場所として開放することも計画している。



労働者協同組合上田（長野県上田市、2023年3月設立）

北澤隆雄理事長。4年前、72歳で仲間と一緒に仕事を起こしたいと思ったときに、ワーカーズコープ・センター事業団上田事業所との出会いの中で、ワーカーズ上田地域応援隊という任意団体を8人で立ち上げ。応援隊では、家庭菜園事業、ソルガム栽培、竹林チーム、農村加工チーム、営繕チームなどに取り組んでいる。営繕事業が広がり、この事業を労働者協同組合の事業とするために高齢の仲間5人で一人2万円の出資で、労協上田を2023年3月に設立。ワーカーズ・コープセンター事業団上田事業所の組合員も兼業で参加。

『こんな時代だからこそ新しい働き方で、これまでの人生経験と趣味や資格を活かした仕事づくりを一緒にしませんか』の合言葉に活動している。

2024年9月28日に第2回総会を開催、地域包括支援センターとの連携を進め、50人の組合員をめぐすことを確認。



シニアワーカーズコープとして注目。「今後、地域包括支援センター10カ所と連携して学習会を開催し、地域のさまざまな課題に応える仕事をつくり出していく。仲間と仕事を増やして、定年後の働く場の選択肢の一つになるように、元気な高齢者の拠り所にしていきたい。最低でも月一回の集まり、LINEの共有で仕事の割り振りをしている」。

東白川村労働者協同組合（岐阜県白川村）

東京から移住したメンバー2人と地元の若者が、村の活性化などを協議で検討する中で「いままでは自分でできていたけど、高齢となりできなくなってしまった」との声を受けて、地域域の困りごとを自分たちで団体を立ち上げ解決しようと決意、2023年4月に設立（通称「かもしか団」）。

人口減少が進む岐阜県加茂郡東白川村を中心としたエリアで、草刈り、茶畑の管理代行、生活支援・移動支援、家の片付け、空き家の管理などの事業を行う。2023年8月現在は、草刈りと茶畑の管理代行業を軸に活動している。草刈りの仕事を通して、「うちもやって欲しい、一緒に働きたい」など口コミで広がりを見せている。

今後、本業のITプログラミングを活かした連携や、地元名産の白川茶のオーナー制度や茶摘み体験などを計画。



労働者協同組合こども編集部（兵庫県神戸市）

「こどもがつくり、こどもに届ける。そんなメディアの発信基地」として「取材や編集、写真・動画撮影、イラスト…いろいろな表現方法にふれながら、こども同士、大人同士、それぞれみんなが“素”の表情でつながり、一緒にワクワクするコミュニティ」をめざして、2020年に任意団体として活動。共感する人たちと立ち上げ、2023年3月に労働者協同組合に。

社会の課題を解決する仕事、ヨーロッパの社会的協同組合を知り、「それぞれのライフスタイルに合わせた働き方や運営の仕方がぴったり」と労働者協同組合を選択。ヘアードネーションを取材してほしいと言う子どもの取材、プロ野球選手へのインタビューなどの企画を子どもたちと考え、実行。

「ミーティングを重ねることでこどもの理解や、活動の方向性や、運営方法がすり合わされ、その場に流れる温かい雰囲気がある。こういう場を広げていきたい」と金井代表。



労働者協同組合キフクト（神奈川県大和市）

2023年4月に5人で設立し、現在7人（員外監事1人）の組合員が参加。

事業内容は造園・緑化で、エリアは神奈川県・東京都。メンバーは、農大出身のガーデンデザイナーや15年の現場経験を持つガーデナー、フルタイムで園芸職に従事するメンバー、また生活協同組合での活動経験者、大手住宅メーカーに長年勤務、鉄を扱う鍛冶職人、NPOなど幅広く活動するアーティストなど、造園経験のない人も参加。

「設立した動機は、市場の飽和と延命策としての新自由主義に対して、もう少しあたたかい社会にしたい、厳しい社会状況のなかで生き残らないといけない」との思いから。労働者協同組合らしい価値を発揮できるキフクトらしい造園手法として、「生き物や環境に配慮した、人間の管理の手を少し引いた形での中央集権的でない庭づくりをめざしている」と。



労働者協同組合ごまのたね（新潟県新潟市）

新潟では、ワーカーズコープ・センター事業団が16年に渡って市より受託してきた、おやこ広場・児童館・学童保育などの事業を失うことに伴い、組合員が集まって話しあいを重ね、新たに労働者協同組合の立ち上げを決意。子どもの居場所・早朝保育などの事業をめざし、にいがた協同ネット（協同労働推進ネットワーク）の協力も得て、2024年5月11日に29人の組合員で労働者協同組合ごまのたねの設立総会を開催、6月7日に法人登記。

設立総会では代表理事に選出された齋藤さんから「地域には制度では拾えない課題がたくさんある。不安もあるが、仲間と力を合わせて新たな事業の可能性に挑戦していく。新潟を温かなまちにしていきたい」と決意表明。

6月1日には、駄菓子屋をオープン、6月8日には地域懇談会・映画「医師中村哲の仕事・働くということ」上映会、ボランティア6人が登録。10月5日には、設立記念の映画会とアフタートークを市内で開催、活動を紹介。



労働者協同組合きょうどう

労働者協同組合への転換－「労働者協同組合きょうどう」を10年以上前から構想・模索され、首都圏に4カ所開業（17人のスタッフ、2人の顧問、1人の監事）、2023年7月に設立登記。

「医療法人社団きょうどうの最初の歯科事業所である『きょうどう歯科』は今年4月で開設から10年を経過しました。…私たちは『労働者協同組合きょうどう（仮称）』への移行をめざしていましたが、いよいよ現実のものとなる時が来たということです。しかし、法案成立後、法整備され実行に移されるまでには1～3年を要すると言われていています。今から準備に取り掛かり、持続可能な歯科事業所作りと労働者協同組合『きょうどう』を立ち上げ、『働く仲間のきょうどうの家』へ移行するための計画を進めていきます」（2020年度事業計画）。



不登校・ひきこもり経験を生かす社会的企業 労働者協同組合創造集団440Hz（東京都新宿区）

不登校・ひきこもりを経験した若者たちが立ち上げた団体。映像 やデザイン制作が主な事業。同じような経験をした若者が集まる大学に入り、そこで出会った仲間とともに学びながら、「自分たちにあった働き方を求めて、既存の会社に入るより、起業した方が早いのではないか」と考え、大学時代に繋がりを持った人たちに出資を募り、自分たちでもお金を出し合っ
て起業。組織運営は、毎週の全員参加の話し合いで、従業員も取締役も対等な立場で意見を述べ合っ
て決定。それぞれの経験から、仕事で無理をしそうなときはお互いにフォローし合ったり、それぞれの人生を大事にする。また、利益を重視するのではなく、依頼主との関係を大事にすることも話し合う。「私たちには失敗しても受け止めてくれる場がありました。そして、存分に試行錯誤して一緒に変わっていきける仲間がいました。そのことが当法人の設立へとつながりました」と語る。

2023年6月6日に労働者協同組合の設立総会を開催。



労働者協同組合パンプアップせきかわ (新潟県関川村)

2023年(令和5年)7月28日(金曜日)

総合・自治

6

県内初の労働者協同組合

関川「パンプアップせきかわ」設立

自ら出資・運営 被災農家の作物販売

県は27日、労働者が出資して運営する法人「労働者協同組合」の県内第1号として、関川村で農作物の卸売りなどを行う「パンプアップせきかわ」が届け出たと発表した。昨夏の県北豪雨で被災した農家が育てたカボチャを大手小売店などに販売するほか、加工品のインターネット販売を行う。

労働者協同組合は、2022年10月に労働者協同組合法の施行で生まれた法人制度。組合員は出資した上で自ら事業に従事し、働き方などを話し合って運営する。県によると、全国では55団体目。

パンプアップせきかわの組合員は4人。厚生労働省OBで関川村総務課参事の石川利一さん(54)が代表理

事を務め、プログラマーや地域おこし協力隊員らが加入した。石川さんが昨年個人で始めた事業を法人化するにあたり、労働者協同組合を選んだ。

石川さんは「平等、民主的で地方を元気にするにはよい制度だと思う。マニユアルが整備され、意外と簡単にできるので、起業の形態として広がってほしい」

い」と話した。

労働者協同組合はワークスコープとも呼ばれ、収入だけでなく仕事を通じたやりがいや満足感を得ることが目的。NPO法人などよりも簡単な手続きで設立でき、人口減少に悩む地方を中心に地域課題の解決や就労機会の確保につながる効果が期待されている。

2023年7月に設立。メンバーは、民間企業から出向中の関川村役場の職員、東京からの移住者である同役場の職員とその妻である地域おこし協力隊員及びロシア人AI系プログラマーの4人。

有数の米産地だが、地域の農家と契約を結び、「甘旨(あまうま)」という、かぼちゃの生産を開始。かぼちゃをペースト化してスイーツの加工を開始。今では、はちみつのフィナンシェも加工し、県内外のスーパーへの販売ルート開拓。それに伴い、生産農家も増加。



JR東日本管内の駅にあるコンビニの「東北・信越フェア」で販売された関川村のカボチャを使った「かぼちゃプリンのひとくちパン」。

檜原村労働者協同組合（東京都檜原村）

「自然を、伝統を、事業を、想いを未来に繋げます！」を掲げ、7年前に檜原村新農業組合を任意団体として立ち上げ農業が好きな移住者7人（林業、村議、紅茶づくり）で設立した任意団体を、労働者協同組合として2025年4月に設立。

一緒に何か育てたり、商品を開発したり、販売したり、農業体験を開催したり、これまで、マルシェに出店など個々に好きな事をしながら、必要に応じて協力する形で各々が自由に農業や関連事業に取り組んでいた。しかし、村が直面している人口減少（最高時の6642人から2024年3月現在で1972人）・過疎化、高齢化率53%（2020年国勢調査）、農家の減少、遊休農地の増加など、徐々に檜原の農業、檜原村そのものの衰退を感じ、個々の力の限界を超えて、村のために何かできることはないかと考え、設立。



「檜原村の美しい山、川、畑。受け継がれた生業や生活の知恵。それらを活かした事業、そこに託された想いを、次の世代へと繋げる存在になれることを目指します」。農業（生産、体験）、便利屋、新聞発行、事業継承等の事業を通して、檜原の自然、伝統の継承などを行う。4月に、山菜ワークショップを開催。

沖縄県那覇市に、書店を運営する労働者協同組合

那覇市栄町市場商店街にシェア型書店を運営する「栄町労働者協同組合」創立総会が7月14日に開催、設立登記された。

協同総合研究所会員研究者、ライターで議員秘書、沖縄歴史研究者の方々が中心になって、6人のメンバーで立ち上げ。

箱店主を募集して運営するシェア型書店の他に、古書の販売（古物商許可申請）、商店街の活性化・まちづくり、教育・学術及び文化の振興に資する事業を2024年10月より開始。

労働者協同組合による書店の運営は海外に事例はあるが、日本では初めての取り組み。

沖縄には、地域住民が出資し合い、運営の労力も出し合う「共同売店」がある。県の北部や離島に見られる小売店の形態で1906年に生まれた。

営利企業では採算が合わずに出店しない場所での買い物に困る住民たちが、自分たちに必要なものを自分たちで運営して、続けてきた。そこで、古くて新しい書店のかたちの「共同書店」に挑戦する。



石川県珠洲市で公衆浴場を継業した「海浜あみだ湯」労働者協同組合の代表理事の北澤晋太郎さん（2026年1月15日のワーカーズコープ・センター事業団全国所長会議での発言）。

<https://www.amidayu-suzu.com/about/>

被災に遭った自身の当事者性（自宅が被災）を発揮して公衆浴場を継業したいと思ったときに、市議からワーカーズコープを紹介いただき選択した。公衆浴場には公共性があり、利用者も一緒に経営に参加している当事者だという思いを持っている、と。

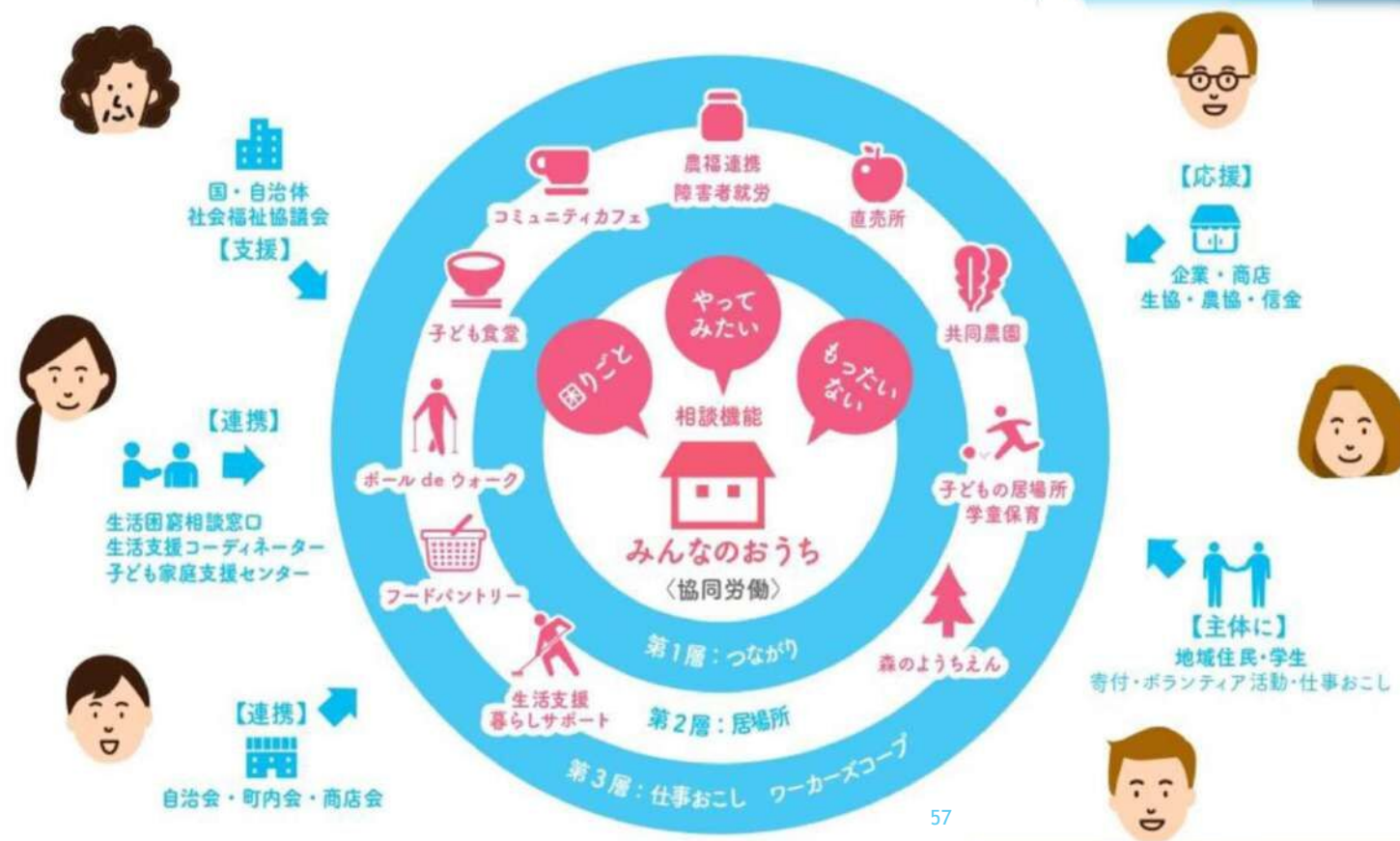


「みんなのおうち」 (協同総合福祉拠点)

■あなたの地域に「みんなのおうち」をつくりませんか ～あそこへ行けば何とかなる、声が出せ、「やってみたい」を叶える居場所～

コロナ禍で、失業や生活の困難・孤立する人が増えている中で、命を守り支え合う仕事と居場所が求められています。身近な地域で気軽に相談ができ、安心できる居場所。

そして「困りごと」や「やってみたい」、「もったいない（空き家や休耕地の有効活用）」をもちよって、一人一人の願いを大切に受け取りあい、協同労働を活かして、仕事おこしの種を力を合わせて実らせていく「みんなのおうち」を一緒につくりませんか。



■千葉県佐倉市「みんなのおうち中志津」

○住民同士で地域の実情を学び合う

中志津自治会は2800世帯、9000人で構成される佐倉市最大の自治会。

高齢化による担い手不足などに悩み、活動への負担感から自治会を抜ける世帯も出ている。地域が疲弊していくなかで、心配する方も。

そこで、自治会とワーカーズコープにより懇談を重ね、まずは地域の実情を住民同士で学び合おうと、2015年11月から全9回の市民講座「クローズアップ現代（自治会編）」を開始。「困ったと言うだけでなく、住民が力を出し合わなければこの状況は解決できない」と考えた住民有志が「ワーカーズコープ中志津準備会」を結成。2017年2月からは、全4回の「しごとおこしセミナー」を開催して活動を開始。

○事務所・中志津カフェオープン

2017年11月にワーカーズコープ中志津では、20人の高齢の地域住民が、①居場所（カフェ）、②暮らしのサポート、③協同農園の3つのグループをつくり、中志津中央商店街の空き店舗を拠点に活動を開始。居場所グループは、「中志津カフェ」をオープン。暮らしのサポートグループは、パソコン教室と健康麻雀を始め、健康麻雀には60人も登録。協同農園グループは90坪の畑で先行して活動を始め、早速、地域の餅つき大会に大根を数十本提供。



■**ワーカーズコープちば**では、「地域みんなで支え合うコミュニティ活動発信拠点」をコンセプトに掲げ、本部事務所隣の7年間空き家だった店舗兼住居を借りて「**おとなりさん**」を2021年10月2日に開所。フードバンクや子ども食堂に加えて、“まちを上げての壮大なおさがり”活動として制服のリユース事業「ふなばし制服バンク」を立ち上げ、制服の名前の刺繍とりは、健康づくりに参加している高齢女性や就労継続支援B型事業所の利用者に、またクリーニングは市内のA型事業所に依頼。また、制服の回収場所は地域の企業や商店、美容室など20カ所以上に広がっている。

これらの活動にボランティアとしてとして関わっている数人がワーカーズコープちばの組合員となって就労へとつながり、不登校の子を支えた経験のある家族や当事者が集う「不登校Laboアッタナラ」を2022年4月に立ち上げ「ママ・マルシェ」などの交流会に取り組んでいる。



■東京都江戸川区では、区より受託した児童相談所の夜間電話相談業務を行う中で、電話相談だけでは補えない孤立する親子、ひきこもり児童の居場所のニーズを、具体的に地域で実現する場として「江戸川みんなのおうちベースnappa」を2021年12月にワーカーズコープ・センター事業団の仲間が地域に呼びかけて立ち上げ。

nappaメイトという支援者が80人（葛西の人たち、組合員と家族、友人たち。年間3000円）、また企業・団体が参加するnappaクラブも12団体（月1万円12万円で会員に）。カフェ、ひきこもりの方の社会復帰までの練習場所とした多様な機能を持った拠点として運営。フードパントリー、ひきこもりやヤングケアラーの相談・支援など、困窮や困り事の相談・居場所に。

江戸川区の行政のひきこもり課からの紹介でひきこもりの方（生活保護利用者の方が多）がボランティアとして参加（交通費と1日800円を支給、登録6人、週3回くらい活動参加）、袋詰め作業、セッティング、宅配など。うち一人が就労につながっている。



■茨城県 取手地域福祉事業所 みんなのおうちゆう

○デイサービス事業を軸に地域活動の広がりへ

高齢者のデイサービスを行いながら、社会連帯活動を活発に行っている。

地域の方々へ向けて、「医師中村哲の仕事・働くという事」の映画上映と地域懇談会をセットにしたまちづくり講座を開催。地域の方々から、取手市における課題や悩み事などが語られ、共有された。

また、2023年3月には、地域に向けて「家族信託」講座を行い、後半には茨城県ワーカーズコレクティブ協議会の皆さんと交流会を行い、お互いの活動を共有し、これから地域でできることを協力しあえるよう、話し合われた。

今後もお互い、学習会やイベントなど一緒に活動できるようにする。

また、ポールDEウォークの活動が行われ、地域のフレイル予防も始まった。



ワーカーズコープ まちづくり講座

自分たちのまちづくりを考える



私たちのこれから生きていく地域をどう作っていくか、そのヒントとなる映画の上映と子ども食堂とのコラボ企画を実施しました。どうぞお気軽にご参加ください

第1回 4月17日(日)

・映画「医師 中村哲の仕事・働くということ」(47分)

第1回上映 10:00~

第2回上映 14:00~

・地域づくりについて
・質疑応答

場所・主催：ワーカーズコープ取手地域福祉事業所
デイサービス みんなのおうち ゆう

参加費：500円

開催場所・お問い合わせ先：取手市青柳480-2

TEL 0297-63-2771

■大阪府和泉市では、2017年より協同労働の働き方を協同労働フォーラムで知った69歳（当時）の芦田さんが「協同労働推進委員」を自称し、ワーカーズコープの組合員となって和泉市で活動を開始。2020年に地域の一軒家で、**地域福祉事業所ここあり**を立ち上げ。

外出支援等を行う「困り事110番」を開設、2年間で450件の利用に拡大する中で、2021年度からは市の助成を受けて「助け合い担い手養成講座」を開講。ワークショップを通して着物のリサイクルを行うグループが立ち上がり、今後、親子でできる農業団体などを立ち上げたいとの要望も出ている。

2022年9月には地域の人や講座で知り合った25人が運営委員となって「**いこいの家 英（はなぶさ）**」（**ここありに同居**）を立ち上げ、協同労働を推進する拠点として、障害者生活介護事業所の利用者と一緒につくった野菜・果物の販売やカフェ、子ども食堂や趣味に関する講座（手話講座や健康増進教室）などに取り組んでいる。



設立を応援します！
シニア&コミュニティ
ワーカーズ

あなたの想いを
カタチにしませんか？

地域づくりを仕事にしませんか

協同労働による 仕事おこし講座

参加費
無料

「定年後も地域に役立つ仕事をしたい」、「地域の困りごとを放っておけない、そんな想いを持つ仲間が集まり、自ら出資して経営にも参加し、力を合わせて仕事をおこす新しい働き方、「協同労働」がいま注目されています。2022年に施行された「労働者協同組合法」により、3人以上の仲間がいれば、届け出だけでワーカーズコープを設立し、協同労働で地域の必要に答える「仕事おこし」ができるようになりました。本講座では、この新しい仕組みを最大限に活用し、地域に貢献しながら自分たちの生きがいや収入も創り出すノウハウを全5回で学びます。地域の課題を「仕事」に変える連続講座です。

第1回

4.21火

会場 労働者協同組合
ワーカーズコープ・センター事業団本部会議室&WEB
時間 13:00-16:00
(東京都豊島区東池袋1-44-3 池袋ISPタマビル)

〔テーマ〕

地域の困りごとを「仕事」に変えよう
～協同労働でつくる、これからの生き方～

- 「協同労働」、「シニアワーカーズ」って何？
- 仲間と一緒に設立するまでのロードマップ
- 地域のことは自分たちの手で！「協同労働」の魅力と可能性を紐解きます。

主催：労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団 / 一般社団法人日本社会連帯機構

申込方法 右記の二次元コードまたは下記 URL より申込フォームにアクセスのうえ
申込みをお願いします。電話・メールでも受付しております。

https://forms.gle/qcnADq251GoVfpsc6 ☎03-6907-8051 ✉jss@roukyou.gr.jp



協同労働による仕事おこし講座 全5回

関心がある回のみ受講でも構いません。ぜひ、ご参加ください。

第1回 4.21火

〔テーマ〕 13:00-16:00

地域の困りごとを「仕事」に変えよう
～協同労働でつくる、これからの生き方～

「協同労働」、「シニアワーカーズ」って何？という基本から、仲間と一緒に設立するまでのロードマップを学びます。地域のことは自分たちの手で！「協同労働」の魅力と可能性を紐解きます。

第3回 6.29月

〔テーマ〕 13:00-16:00

広がる「ばあちゃんビジネス」に学ぶ！
～経験を資本に収入と生きがいを～

講師：「うきはの宝」代表大熊亮さん
75歳を過ぎると全く仕事がない…。年金の不安や孤立の課題の解決のために、「ばあちゃん」たちの知恵や経験を生かし、元気に働く場をつくるための会社を設立。「ばあちゃん喫茶」で生き生きと働く80～90代の姿から、一歩を踏み出す勇気もらいます。

第5回 8.28金

〔テーマ〕 13:00-16:00

あなたための想いをカタチに
～自分たちの事業計画書を書き上げよう～

仲間集め、予算作成、資金調達、規約作成、会計業務など、一歩を踏み出すための計画をつくります。

第2回 5.21木

〔テーマ〕 13:00-16:00

「ありがとう」が循環する仕組みづくり
～生活支援事業を立ち上げよう～

ゴミ出し、買い物、ちょっとした困りごと……。地域のニーズをどう掘り起こし、仲間を募り、持続可能な事業にするか。住民の支え合いから労働者協同組合による事業化まで、自分たちに合った運営スタイルを見つけます。

第4回 7.13月

〔テーマ〕 13:00-16:00

移動支援事業を立ち上げよう
～まေး合いの足を自らの手でつくる～

講師：NPO法人全国移動サービスネットワーク副理事長 河崎氏子さん
「買い物に行けない」「通院が大変」という切実な声に答える。移動支援事業の始め方と実践事例を学びます。住民同士の支え合いから本格的な事業展開まで、自分たちの地域に合った運営スタイルを見出します。

会場案内

ワーカーズコープ本部会議室
東京都豊島区東池袋1-44-3
池袋ISPタマビル8階
【交通案内】
池袋駅東口徒歩5分



国・自治体の政策と今後の課題



法施行向け超党派議連



度の周知などを進めることを確認した。

議連には自民、立憲民主、公明、日本維新の会、共産、国民民主、社民の七党から計七十三人が参加。

設立総会では公明の榎屋敬悟、立民の篠原孝両衆院議員を共同代表に選出した。

篠原氏は「競争社会で絆が弱まり、協同の力が忘れ去られている。優良事例を示すことで仕組みを利用してもらえるようにしたい」と

意気込みを語った。

議連は来年十二月までの法施行に向け、法人格を持つ「労働者協同組合」（労協）の設立や活動を支援したり、厚生労働省による政省令や指針の策定を後押ししたりする。

労協は営利目的の一般企業とは異なり、持続可能で活力ある地域社会の実現を目的に設立される。出資した組合員に平等に議決権が

与えられ、事業に意見が反映される。自由で柔軟な新しい働き方が可能なため、地方活性化につながるとして自治体からも注目を集めている。（山口哲人）

働く人たちが自身が出資して運営する「協同労働」を

推進する超党派議員でつくる「協同労働推進議員連盟」（通称・ワークス議連）が六日、設立総会を国会内で開いた。写真。協同労働を進める労働者協同組

合法が昨年十二月に全会一致で成立したことを受け、円滑な法施行を目指し、制

議連は来年十二月までの法施行に向け、法人格を持つ「労働者協同組合」（労協）の設立や活動を支援したり、厚生労働省による政省令や指針の策定を後押ししたりする。

労協は営利目的の一般企業とは異なり、持続可能で活力ある地域社会の実現を目的に設立される。出資した組合員に平等に議決権が

与えられ、事業に意見が反映される。自由で柔軟な新しい働き方が可能なため、地方活性化につながるとして自治体からも注目を集めている。（山口哲人）

与えられ、事業に意見が反映される。自由で柔軟な新しい働き方が可能なため、地方活性化につながるとして自治体からも注目を集めている。（山口哲人）



■2021年4月6日、超党派の「協同労働推進議員連盟」（通称：ワークス議連）設立。

東京新聞2021年4月7日



「労働者協同組合法に基づく労働者協同組合の設立・移行を支援するとともにその活動をサポートすること」を目的。73人が名を連ねている。「十分な予算確保、適正な税制措置、ていねいな周知を国に要請していく」ことなどを決議。

厚生労働省のホームページに「知りたい！労働者協同組合法」

<https://www.roukyouhou.mhlw.go.jp/>

The screenshot shows a web browser window displaying the homepage of the Japanese Ministry of Health, Labour and Welfare (MHLW). The page title is 「知りたい！労働者協同組合法」 (I want to know! Labor Cooperative Law). The main content area features a large illustration with the text 「はたらく」をつくる。みんなで作る 労働者協同組合法 (Creating 'work'. Made by everyone. Labor Cooperative Law). The illustration depicts various people engaged in different types of work, including a person in a wheelchair, a person using a wheelchair, a person working in a field, a person working in a factory, and a person working in a home. The page includes a search bar, a navigation menu with links to Home, Labor Cooperative Law, Establishment Process, Forum, Common Questions, Good Examples, and Data Download, and a text size adjustment option.

2022年6月20日には、厚生労働省HP内にて「知りたい！労働者協同組合法」のページが開設。立ち上げに関する説明や好事例、Q&Aなどを掲載。

労働者協同組合の活用促進

雇用環境・均等局勤労者生活課
(内線5363)

令和7年度予算額 80百万円 (62百万円) ※0内は前年度予算額

労働保険特別会計		子子特会	一般
労災	雇用	徴収	育休
	約2/3		約1/3

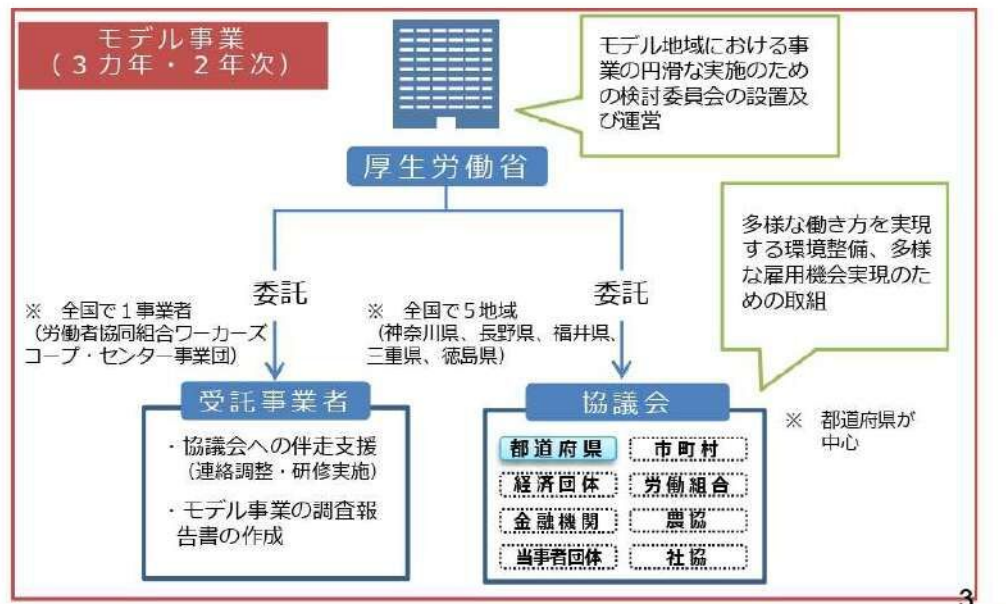
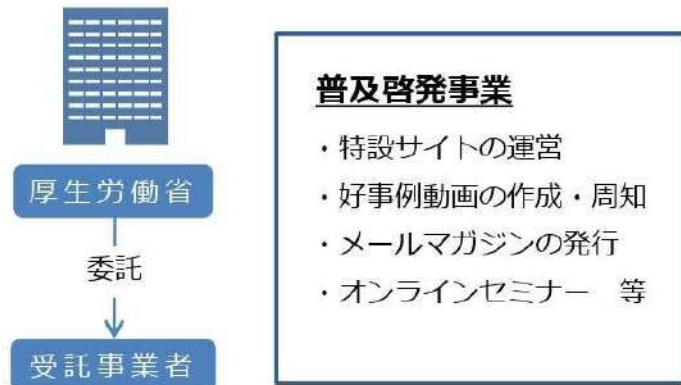
1 事業の目的

- 労働者協同組合制度の周知・広報、労働者協同組合の活用促進を図る創意工夫ある地域の取組への支援、その他円滑な法律の施行のために必要な事業を行うもの。
- 令和7年度は、法施行から2年半を経過したことを踏まえ、全国で設立された労働者協同組合の活用事例の紹介や、組合設立や運営に必要な労務管理等の知見の提供、NPO法人等から労働者協同組合への組織変更を希望する者への情報提供・発信等を行う。
- また、国がモデル地域として選定した都道府県に設置される協議会における労働者協同組合の活用を通じ、個々の事情に応じた多様な働き方が可能となる環境の整備や、働きづらさを抱える方々や女性、中高年齢者などの多様な雇用機会の創出を行う創意工夫ある地域の取組を支援し、全国展開を図る。

※ 労働者協同組合:令和4年10月に施行された労働者協同組合法に基づき、労働者が組合員として出資し、その意見を反映して、自ら従事することを基本原理とする法人制度

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

制度の周知広報・設立支援



「ろうきょうガイドブック」について

厚生労働省では、労働者協同組合の設立・運営に必要な手続や留意点をまとめたガイドブックを作成しました。



★厚生労働省HPにて、近日公開予定！

→https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14982.html

「ろうきょうガイドブック」の目次

1、労働者協同組合という働き方

- 1-1 労働者協同組合でできること
 - 出資・意見反映・事業従事の三位一体を基本原理とした主体的な働き方
- 1-2 労働者協同組合だからできること—他の法人類型との比較

2、労働者協同組合を設立しよう

- 2-1 最初に決めるべきことは？
 - 2-1-1 設立の基本項目を話し合う
 - 2-1-2 なぜ設立するのか？何の事業を行うか？設立趣意書の作成
 - 2-1-3 誰と一緒にやるのか？誰が何を担うのか
 - 2-1-4 出資金はどれぐらい必要？出資金の目安
- 2-2 事業のルールを知ろう～労働者協同組合でできること、できないこと
- 2-3 事業計画のポイント～事業計画の作成～
- 2-4 収支計画のポイント～収支計画の作成～
- 2-5 設立に必要な手続や書類
- 2-6 定款作成時のポイント

3、労働者協同組合を運営しよう

- 3-1 3つの原理に則る運営
 - 3-1-1 出資・意見反映・事業への従事
 - 3-1-2 組合員の権利と責務・義務
- 3-2 労働者協同組合の各機関の役割と運営(総会・理事会・監査)
- 3-3 労働者協同組合の労務管理
- 3-4 コンプライアンスについて
- 3-5 設立後の運営について～持続可能な運営を行うためのポイント～
- 3-6 事業年度終了後の手続について
- 3-7 労働者協同組合の解散について

4、特定労働者協同組合について

5、各種チェックリスト

- チェックリスト①設立時に各段階で行う事項と必要な書類
- チェックリスト②設立後の実務と必要書類
- チェックリスト③労務管理、コンプライアンス

■自治体・議会による労協法周知・政策化に関する動向

◎担当課の確定（47都道府県）

◎「庁内横断」的な学習会、党派を超えた「議員」学習会、地方議員の議員連盟
（四日市市議会、埼玉県桶川市議会&北本市議会で超党派協同労働推進議連）

◎都道府県から基礎自治体への周知、広報、学習会の提供

◎積極的な活用策、立ち上げ推進の支援策の検討

- ・広島市・・・2014年度より「協同労働プラットフォーム事業（高齢者向け）」開始
2022年度より「協同労働促進事業」・全世代型へ
- ・京丹後市・・・2021年度より予算化、住民向け研修会(2回)+個別相談会
2022年度協同労働推進事業を予算化
- ・つくば市・・・2023年度より「協同労働促進事業」予算化、セミナーを開催
- ・鳥取県・・・2021年度より予算化、相談窓口の設置
- ・徳島県・・・2021年度補正予算、「とくしま協同労働サポート事業」開始
- ・東京都・・・2022年度より予算化、説明会、常設の窓口設置
その他、各県で、周知広報などを中心に予算化

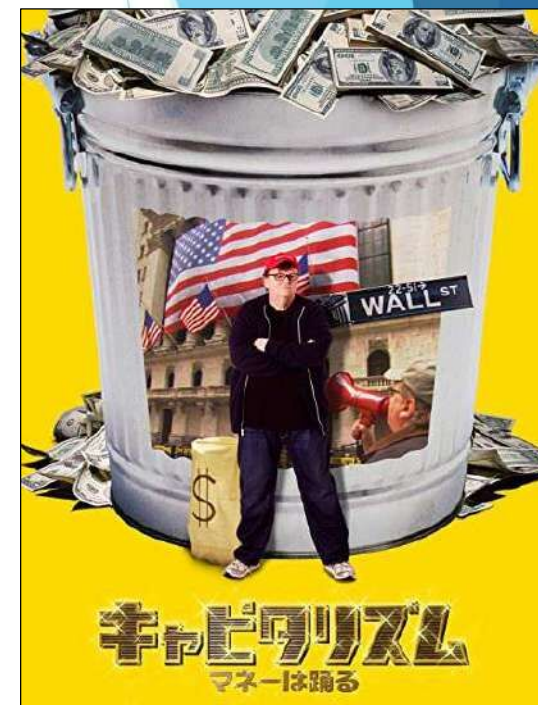
◎協同組合・非営利セクター・中小企業などの中でも、学習会を多数開催

■ 「継業」 — 協同組合への事業継承

欧米では、廃業した企業の再建にあたっては、従業員が主体となり、国や自治体の支援を受けながら労働者協同組合への転換が政策化（マイケル・ムーア監督の映画「**キャピタリズム**」などで紹介）。

廃業を継業に転換を促す制度・政策としてイタリアのマルコーラ法（1985）やフランスの社会的連帯経済法（2014）、アメリカのメインストリート従業員所有法（2018年）のワーカーズ・バイ・アウト（労働者による企業買収）などがある。

※イタリアのマルコーラ法。「1985年の制定から30年間に**257**の新しい従業員所有事業体の設立に貢献し、**9,300**の雇用を維持ないしは創出。そのほとんどが労働者協同組合。「この法律の背後にあるアイデアは、増加し続ける失業給付金と、その大規模な活用を、生産基盤を拡大し、失業中の労働者を協同組合による仕事おこしと自主経営を通じて生産的機能に統合するための**財政資源の転用**である」と考えることだった」。



広島市協同労働促進事業（広島市シルバー・協同労働センター）

「自ら出資して経営に参画し、生きがいを感じながら地域課題の解決に取り組む労働形態である『協同労働』」により、就業や社会参加を希望する意欲と能力のある高齢者（満60歳以上の者）の社会的起業を促すためのプラットフォーム」事業（2014年よりワーカーズコープ・センター事業団が受託）。2025年度より、公益社団法人広島市シルバー・協同労働センターとして運営。定款の目的に、「その能力を生かした就業その他の多様な社会参加活動を援助して、これらの者が生きがいの充実と福祉の増進を図り、並びに協同労働の普及等により多様な就業機会の創出の促進を図り、もって活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする」と明記。

市民の皆さんによる個別プロジェクトの立ち上げを支援します

- 1 地域の高齢者・団体などで結成
- 2 協同労働の仕組みを活用したプロジェクトを立ち上げ
- 3 プロジェクトを開始・運営

目的

- 地域課題を解決したい
- 働きたい

協同労働

全員が出資・経営・労働



春～夏/取組事例発表会・勉強会に参加[※]
 秋/プロジェクトの検討・準備
 11～12月/補助金の応募
 冬/プロジェクト立ち上げ準備
 4月～/プロジェクト立ち上げ

効果

- 地域課題の解決
- 高齢者の就労
- 生きがいある社会参加[※]



自治会やNPOでの活動の限界を実感した地域住民が、協同労働プラットフォーム事業に参加し、耕作放棄地を活用した農的活動、環境や福祉などの地域課題の解決に向けて、広島市より助成を受けた38の協同労働の団体で450人が活動している。

経験と意欲を生かす
生涯ワーク『協同労働』
広島市「協同労働」モデル事業のご案内

60歳からの輝き方

～ 地域に役立つ仕事おこし～

自分たちの地域は自分たちで守る



広島市では主に60歳以上の皆さんによる協同労働の仕組みを活用した地域課題解決のための支援をしています。

たすけあい、ささえあう地域へ。

協同労働ひろしま

広島市が進める協同労働モデル事業とは？

協同労働の仕組みを活用して地域課題の解決に取り組む意欲のある高齢者のみなさんを中心としたプロジェクトの立ち上げを以下の2方向から支援します。

1 コーディネーターによる支援

経験豊富なコーディネーターが事業の立ち上げから立ち上げ後の運営まで寄り添って支援します。

2 補助金の交付

事業の立ち上げの目的が立った団体に対して、立ち上げに要する経費の一部を補助します。

補助内容	補助金交付要件
補助率1/2 (上限100万円)	●広島市を拠点に活動し構成員が4名以上で、うち半数が60歳以上であること。
年2回 (8月・12月予定)	●地域課題の解決に取り組み、地域の活性化につながる事業であること。
	●事業の継続に必要な収益が見込まれること。

協同労働とは？

みんなが自らできる範囲で出資し、みんなが対等な立場でアイデアを出し合って人と地域に役立つ仕事に取り組む仕組みが協同労働です。仲間と共に地域課題の解決を目指し、一人ひとりが主人公となって取り組みます。



ひとり一人が対等な立場で、地域に役立つ仕事に取り組む



【00郷・まっむね】ご近所の方が作った農作物等を販売する【00郷市場】

本事業の問合せ先 広島市「協同労働」プラットフォーム らぼーるひろしま

tel 082.554.4400 fax 082.554.4401
e-mail platform-hiroshima@roukyou.gr.jp
〒730-0802 広島市中区本川町2丁目6-11 第7ウエノヤビル

受託運営団体：NPO法人ワーカーズコープ

実施主体：広島市
(事業担当課：広島市経済観光局 雇用推進課)
営業時間：平日10:00～18:00
休業日：土日祝・盆時期・年末年始

事業紹介動画が
HPに掲載
されています！



<http://kyodo-rodo.jp/>



広島市「協同労働モデル事業団体」
地域オンリーワンの活動を目指す!!



伴・大塚の農業を
楽しく持続させる応援団



アグリ アシストとも

たすけあい、ささえあう地域へ。

協同労働ひろしま

広島市は、地域に役立つ仕事おこしに
チャレンジする市民のみなさんを「協
同労働」モデル事業で支援しています。
上記団体は、広島市から「協同労働」
個別プロジェクト立ち上げ事業補助金
を受け、活動している団体です。



アグリ アシストとも とは

伴・大塚の農業を持続させることを目
的とし、地域農業関連のお困りごとを
支援するために設立した地域に愛着を
持った活動団体です。
広島市『協同労働モデル事業団体』と
してJA広島市伴・大塚支店と
提携し、皆様に寄り添った活動を
実施しています。



広島市
『協同労働モデル事業団体』

農業の困りごとを
わしらに!

草刈り、芝刈り、
田起こし、代かき
害虫駆除、植木の手入れ、
農機具の点検など農業に
関するお困り事など



依頼者募集中!

- 農地でこんなお困りの方必見!
- ▼先延ばしにしてなかなか実行できない
 - ▼近所から雑草のクレームがきている
 - ▼女性だけなので体力仕事ができない
 - ▼忙しくて草刈りを行う時間が無い



事前に現地や内容を確認してお見積をします。安心してお気軽にお問合せください

【お問合せ】

住所：安佐南区伴中央7-16-47-4
代表：西本 正憲

【アグリ アシストとも事務局】

上垣内 保之 (080-3888-5197)
谷本 敏正



労働者協同組合制度の活用支援など、協同労働に取り組む意欲ある地域や団体を総合的に支援

※【協同労働】…「出資・経営・労働」を三位一体にした働き方で、地域住民が主体的に参画しながら多様な地域課題を事業化することで解決を図り、持続可能で活力ある地域社会の実現に資するもの。

1. 背景

- (1) 令和4年10月に労働者協同組合制度が施行。地域課題の解決を事業化することに適した法人格が誕生する
- (2) 市内にはこの制度活用を検討している地域や団体があり、特に人的支援を望んでいる（令和3年10月24日協同労働研修会時の調査より）
- (3) 新たな地域コミュニティ組織で若者や女性が関わるプロジェクトづくりを進めている

2. 目的

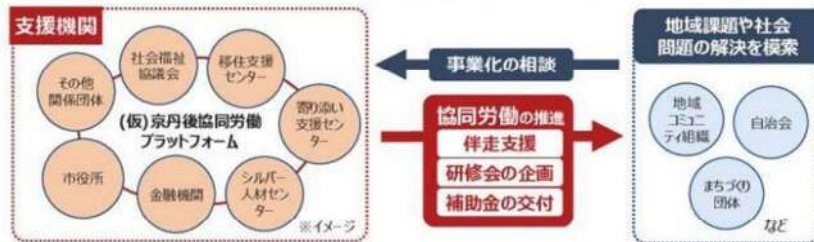
- ・ 協同労働などビジネスの手法を用いて地域課題や社会問題を解決する地域事業を推進
- ・ 令和4年10月に施行される労働者協同組合の制度活用を進めるなど、意欲ある地域や団体を総合的に支援

3. 事業内容

- 協同労働推進業務委託料 110万円
 - ・ 協同労働や労働者協同組合に関する相談対応
 - ・ 団体及び地域の伴走支援 など
 - ・ 研修会の企画・運営（年6回程度）
- 協同労働事業支援補助金 180万円
 - ・ 上限30万円/年（補助率1/2）
 - ・ 最大3年間の支援、R4年度は6団体を想定

4. 事業化イメージ

- 「（仮）京丹後協同労働プラットフォーム」を設置し、協同労働を推進
- この支援機関の人的支援と財政支援により、地域の取り組みを総合的に推進



5. 事業イメージ

- ・ 子育て支援
- ・ 高齢者介護
- ・ 障がい者支援
- ・ 廃校活用
- ・ 空き店舗活用
- ・ 農地・山林活用
- ・ リサイクル、製造業
- ・ 清掃、設備メンテナンス
- ・ 移動支援
- ・ 緑化、剪定
- ・ 事業継承 など



高齢者主体の高齢者ケア



耕作放棄の活用



過疎地有償運送など移動支援



多世代が集まる地域食堂

※写真はイメージ

6. 想定される効果

- ・ 地域が自ら稼ぎ、仕事として、持続的に地域課題を解決
- ・ 地域資源を活用した地域密着型事業の創出（資源の循環・雇用創出）
- ・ 地縁組織との連携により、地縁組織の負担軽減や自治機能の強化につなげる

茨城県つくば市 令和5年度予算 「労働者協同組合の設立支援事業」に456万円を計上。

⑤「活気ある地域」「市民主体のまちづくりの機運を高めるため、市民や地域活動団体等へ労働者協同組合の周知・相談業務を実施します」。

予算決算委員会資料 2
令和5年(2023年)2月3日 市長公室

つくば市 令和5年度予算 主な取組

令和5年度当初予算は、市民一人ひとりの幸せにつながる施策を進めることで、誰一人取り残さないつくばを市民と「ともに創る」ための予算としました。

1 徹底した行政改革

拡充 **スマートシティ推進事業**
2億3,863万円(+1億3,819万円)
地域住民が抱える困りごとや課題を解決するため、科学技術を活用したつくばスーパーサイエンスシティ構想を推進します。

地域交流センター機能拡充事業
2,751万円(+2,265万円)
全地域交流センターにフリースペースや無料Wi-Fiを整備し、相談業務を開始することで、多世代が利用しやすい場所になります。

2 安心の子育て

拡充 **子育て支援拠点事業**
1億1,735万円(+784万円)
地域の子育て支援の充実を図るため、常設の地域子育て支援拠点を11か所にします。(1か所増)

学校建設事業
(仮称)みどりの南小学校・中学校建設事業 51億2,207万円
(仮称)中根・金田台地区小学校建設事業 14億8,164万円

3 頼れる福祉

新規 **高齢者電動アシスト自転車購入費補助事業** 3,675万円
自動車の代替手段の確保や社会参加の促進、介護予防の推進等を図るため、対象自転車等の購入費を補助します。

障害福祉サービス給付事業
54億7,428万円
障害者(児)の日常生活や社会生活を総合的に支援するため、障害福祉サービスに係る給付を行います。

4 便利なインフラ

継続 拡充 **地域公共交通**
つくばバス運行事業 3億7,580万円
路線バス運行実証実験事業 2,159万円(+1,403万円)

自転車のみちづくり事業(拠点整備、イベント、計画策定、バスラッピング) 7,338万円
サイクルコミュニティや自転車利用の機運醸成を図るため、幅広い世代の市民を対象とした各種施策を実施します。

5 活気ある地域

継続 (仮称)みどりの学校プール建設事業 17億632万円
TX沿線の複数の学校プールを集約した屋内温水プールを整備します(学校での使用時以外は一般開放予定)。

防犯ステーション設置事業
1,121万円
みどりの地区に地域の防犯活動の拠点となる防犯ステーションを設置します。

6 誇れるまち

継続 **つくばセンタービル公共施設改修事業**
5億4,682万円
つくばセンタービルのリニューアルを進めることで、新たな市民活動拠点として生まれ変わります。

観光施設改修・整備事業
筑波ふれあいの里キャンプ場改修事業 1億3,309万円
豊里ゆかりの森園内周遊コース等整備事業 1億2,849万円(+1億497万円)

継続 **スマートIC整備事業** 3億2,196万円
つくばスマートICの整備を進めるため、本機部の工事や接続する一般道の交差点改良工事等を行います。

新規 **視覚障害者向けナビゲーションシステム実証実験** 95万円
鉄道とバスなど複数の公共交通の経路のない乗継ぎを支援するため、アプリを用いた案内誘導の実証実験を行います。

新規 **高機能消防指令センター総合整備事業** 995万円
住民の生命・財産を守り、地域の安全・安心の向上を図るため、指令システムに関わる機器や装置等の更新を行います。

拡充 **消防団員の処遇改善** 4,751万円(+323万円)
各地域の消防団員数を確保し地域防災力の一層の充実・強化に繋げるため、消防団員の処遇改善を行います。

5 活気ある地域

新規 **労働者協同組合の設立支援事業** 456万円
市民主体のまちづくりの機運を高めるため、市民や地域活動団体等へ労働者協同組合の周知・相談業務を実施します。

新規 **産業用地検討事業** 541万円
企業誘致を促進するため、産業用地の創設等を検討します。

拡充 **起業家育成支援事業** 600万円(+500万円)
主に官民の教育・研究機関における起業希望者や起業支援希望者を対象に、実践的な研修プログラムを実施します。

新規 **スマート農業推進事業** 200万円
スマート農業の導入に必要な機器等の購入費用の一部を補助します。

継続 **ジオパーク中核拠点施設整備事業(旧筑波中学校)** 9,590万円
筑波山地域ジオパークの魅力向上とジオパーク活動推進のため、ジオパーク中核拠点施設を整備します。

継続 **平沢官衙遺跡歴史ひろば再整備事業** 6,407万円
立体復元した建物の屋根の経年劣化に対処するため、土倉茅葺屋根の改修工事等を実施します。

6 誇れるまち

継続 (仮称)つくば市陸上競技場整備事業 1,577万円
(仮称)つくば市陸上競技場の整備に向けて基本計画を策定します。

新規 **公共施設のゼロカーボン化に向けた再生可能エネルギー設備導入調査** 2,000万円
公共施設への太陽光発電設備の設置可能性や設置容量、設置手法等の調査を実施します。

新規 **気候市民会議運営事業** 943万円
市民協働による脱炭素社会の実現に向けて気候市民会議を開催します。

拡充 **生物多様性つくば戦略の策定** 2,933万円(+2,688万円)
つくば市の豊かな自然を未来へ引き継ぐため、生物多様性つくば戦略の策定を進めます。

新規 **市民協働景観形成事業** 402万円
景観形成に対する意識啓発のため、樹種等を調査できるシステム等を活用し、市民と協働で樹木調査を行います。

新規 **公園管理台帳システムの構築及び樹木医による診断** 2,632万円
公園台帳のデータ化による施設の一元管理と、樹木医の診断による公園内の樹木管理を進めます。

継続 **公園建設事業** 7億3,965万円
豊丸地区、上河原崎・中西地区の公園整備とさくら運動公園内の施設整備を行います。

継続 **電子図書館運営事業** 1,031万円
電子書籍の量的拡充とともに、電子書籍と図書館システムとの連携による利便性向上を図ります。

令和5年度 当初予算総額	一般会計	1,085億 1,000万円	※予算額は、千円以下を 四捨五入した表記と なっています。
	特別会計 (国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険事業 他)	358億 607万円	
	水道事業会計	96億 8,194万円	
	下水道事業会計	165億 1,130万円	
1,705億 931万円			

市民が担う新しい公共の創造へ
～持続可能な地域づくりに協同労働の活用を

■ 主な省庁の政策と協同労働の活用の検討と期待

- 厚労省「地域共生社会」「多様な働き方の推進」「子育て家庭支援」
 - ・ 当事者主体のケア、高齢者の就労、活躍の場づくり、社会的困難にある人たちの居場所と働く場の創出、地域包括ケアシステム、重層的支援体制整備事業の住民の主体づくりとしての期待
 - ・ 新たな就労政策～職業訓練や起業（創業）支援策と地域づくりを結んで
 - ・ 子どもの居場所支援「児童育成支援拠点事業」等
- 文部科学省「多様な学びと育ち」「子どもの貧困対策の推進」
- 農水省「農村型地域運営組織（農村RMO）」「農福連携」「食育」
- 総務省「地域運営組織（RMO）」「地域おこし協力隊」「指定管理者制度」
- 環境省「地域循環共生圏」「里山未来拠点形成支援事業」「脱炭素先行地域」
- 内閣府・国交省「小さな拠点」「地域運営組織」
- 法務省「矯正就労支援情報センター」（コレワーク）との連

■自治体の政策と結んで、労働者協同組合・協同労働の活用を

- 産業労働 失業問題と多様な働き方推進、相談支援、社会的起業支援、起業型職業訓練、継業など。
- 市民協働 相談支援、市民自治推進、市民活動促進、コミュニティ支援、地域運営組織、防災など。
- 地域福祉 地域福祉計画への位置づけ。高齢者、障害のある人、ひきこもり、生活困窮、女性、若者…居場所と働く場の創出、子育て支援・地域包括ケアシステム、重層事業の参加・地域支援の住民の主体づくりなど。
- 生涯学習 まちづくり・仕事おこし講座と社会教育・公民館活動との連携、市民大学。
- 農林業 農村RMO、集落営農、農福連携、自伐型林業と森林資源の活用。
- 環境 再生可能エネルギー、資源リサイクルと地域循環。
- 企画政策 まちづくり計画への位置付け、地域おこし協力隊の出口戦略、指定管理者制度のまちづくりへの位置付け。

■公共の新たな担い手として労働者協同組合の位置付けを

市民が協同で担う新しい「公共」の創造へー

営利企業でも社会福祉法人でもない

公共の新たな担い手として、労働者協同組合の位置付けを

自らの地域の公共を市民自身が協同労働で担い、

利用者や住民の声を大切に受けとめ、

その悩みや願いを共に実現する中で、

地域づくりの拠点（地域社会を形成する基盤）として発展させたい。

～公共を市民の手で豊かにしていくために活用して下さい。

■おわりに

一人ひとりの小さな挑戦が地域を元気にし、

社会の未来をつくる力に

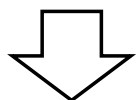
だれもが、その力を生かし合う持続可能な地域社会の実現へ。

持続可能な「地域づくり」の基本政策に協同労働の活用を ～住民の福祉の向上と住民自治の促進に向けて

<法の目的>

- 「多様な就労の機会の創出」～誰もがその力を発揮できる就労の場を地域に
- 「地域の多様な需要に応じた事業の促進」～地域の課題解決と魅力の創造
- 「持続可能で活力ある社会の実現」～SDGs、地方創生、地域共生社会

<基本原理> 「出資」「意見反映」「事業従事」の3原則～労働の場に自治と民主主義を



こうありたいと願う暮らしや地域は自分たちの手でつくり出す
協同労働を生かした地域づくりの主体の形成へ

參考資料



<必要>から始める仕事おこし 「協同労働の」可能性

岩波ブックレット



暮らしや地域に必要な仕事は自分たちで立ち上げよう！働く者たちが自ら出資して仕事をおこし、経営にも携わる。労働者協同組合法が成立し、いま「協同労働」という新しい働き方が広がろうとしている。行き詰る日本の雇用や労働の問題を浮き彫りにしながら、「協同労働」の意義や具体的な実践を検証し、その可能性を探る。

2022年2月4日発行

著者 日本労働者協同組合連合会 編

定価：682円（税込）

A5・並製・88頁

<https://www.iwanami.co.jp/book/b599105.html>

協同ではたらくガイドブック—実践編—

一般社団法人協同総合研究所発行



これまでワーカーズコープが培ってきたノウハウを一冊にまとめました。

わたしたちが暮らす地域で、わたしたちに必要な仕事を、わたしたち自身がおこなう。

協同労働やワーカーズコープへの注目が集まる中、実際に立ち上げるために必要な手続きや法制度の中身について解説しています。ご関心のある方はお気軽にご注文ください。

第1章 新しい働き方をつくろう

第2章 実践的に考えてみよう

第3章 労働者協同組合を設立しよう

第4章 協同労働を実践する労働者協同組合の紹介

〈資料〉・各種法人格の違い

・定款の基本

・協同労働の協同組合の原則

2021年12月1日発行

発行・制作 一般社団法人 協同総合研究所

定価:1,100円(税込)

B5判・全80頁

<https://jicr.roukyou.gr.jp/202110271823/>



2021年5月26日(水)

グローバル企業にも負けない！？ 世界で注目の働き方

■ グローバル企業にも負けない！？ 世界で注目の働き方

<https://www.nhk.or.jp/gendai/articles/4549/>

(動画) <https://www.dailymotion.com/video/x81j567>

■ いま注目される 持続可能な働き方「協同労働」とは？

<https://www.nhk.jp/p/gendai/ts/WV5PLY8R43/blog/bl/pkEldmVQ6R/bp/pP1nL5V7K/>

■ ワークスコープ連合会 古村伸宏理事長に聞く！ 協同労働とは？

<https://www.nhk.jp/p/gendai/ts/WV5PLY8R43/blog/bl/pkEldmVQ6R/bp/p5Gwla4MA5/>

■ 協同労働に関する支援・相談窓口

<https://www.nhk.jp/p/gendai/ts/WV5PLY8R43/blog/bl/pkEldmVQ6R/bp/ppo8Lwlm35/>

■ 世界で注目 「プラットフォーム協同組合」とは？

<https://www.nhk.jp/p/gendai/ts/WV5PLY8R43/blog/bl/pkEldmVQ6R/bp/pNgV1yZXkE/>

■ (動画) コロナ禍で注目！ 「協同労働」とは？

<https://www.nhk.or.jp/d-garage-mov/movie/41-520.html>

■ (動画) 持続可能な地域作りを目指す 愛媛県にある協同労働の団体の取り組み

<https://www.nhk.or.jp/d-garage-mov/movie/41-512.html>